

第百六十八回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 六 号

平成十九年十一月二十九日(木曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君
理事 石田 真敏君 理事 今井 宏君
理事 馳 浩君 理事 林田 彪君
理事 山口 俊一君 理事 黄川田 徹君
理事 原口 一博君 理事 榊屋 敬悟君
理事 秋葉 賢也君 理事 新井 悦二君
理事 井澤 京子君 理事 石崎 岳君
理事 岡部 英明君 理事 岡本 芳郎君
理事 鍵田忠兵衛君 理事 川崎 二郎君
理事 木挽 司君 理事 清水清一朗君
理事 実川 幸夫君 理事 関 芳弘君
理事 田中 良生君 理事 土屋 正忠君
理事 土井 亨君 理事 葉梨 康弘君
理事 萩生田光一君 理事 萩原 誠司君
理事 橋本 岳君 理事 福田 良彦君
理事 古屋 圭司君 理事 松本 文明君
理事 山本ともひろ君 理事 小川 淳也君
理事 逢坂 誠二君 理事 玄葉光一郎君
理事 田嶋 要君 理事 寺田 学君
理事 福田 昭夫君 理事 森本 哲生君
理事 齊藤 鉄夫君 理事 谷口 和史君
理事 塩川 鉄也君 理事 重野 安正君
理事 亀井 久興君

政府参考人 細溝 清史君
(金融庁総務企画局審議官)
政府参考人 小笠原倫明君
(総務省情報通信政策局長)
政府参考人 中田 睦君
(総務省政策統括官)
参考人 橋本 元一君
(日本放送協会会長)
総務委員会専門員 太田 和宏君

委員の異動
十一月二十九日

辞任

補欠選任

木挽 司君 岡部 英明君
関 芳弘君 清水清一朗君
萩原 誠司君 新井 悦二君
古屋 圭司君 山本ともひろ君

同日

補欠選任

新井 悦二君 萩原 誠司君
岡部 英明君 木挽 司君
清水清一朗君 関 芳弘君
山本ともひろ君 古屋 圭司君

十一月二十八日

地方交付税の充実確保等に関する陳情書外一件
(鹿児島市山下町二の一の一小森こうぶん外一名)
(第一五四号)

総務大臣 増田 寛也君
総務大臣政務官 秋葉 賢也君
総務大臣政務官 岡本 芳郎君
政府参考人 松山 隆英君
(公正取引委員会事務総局
経済取引局長)
政府参考人 鶴澤 恵子君
(公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長)

地上デジタル放送の受信対策等の推進並びに郵
政機能の維持・充実等に関する陳情書(高松市
福岡町二の三の二藤井賢外三名)(第一五五号)
農工法等の適用に係る財政力指数の見直しに關
する陳情書(岐阜市藪田南五の一四の五三森真)
(第一五六号)
同日
地方交付税の還元及び税財源の拡充強化等に關

する意見書(山口県長門市議会)(第二六五八号)
通信と金融のユニバーサルサービスを維持する
ために、郵政民営化の凍結を求める意見書(高
知県黒潮町議会)(第二六五九号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第
百六十六回国会閣法第九四号)

国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政
事業の推進に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

第百六十六回国会、内閣提出、放送法等の一部
を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。増田総
務大臣。

放送法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○増田国務大臣 放送法等の一部を改正する法律
案につきまして、その提案理由及び内容の概要を
御説明申し上げます。

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放
送協会について、監査委員会の設置等、業務の適
正な執行を確保するための内部組織の強化等の措
置を講ずるほか、二以上の地上系一般放送事業者
を子会社とする持ち株会社の制度を創設すること
に、無線局の開設に関するあつせん・仲裁手続
の創設等、電波の有効利用を促進するための制度
を設ける等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説
明申し上げます。

第一に、日本放送協会のガバナンスを強化する
ため、経営委員会について、監督権限の明確化、
一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うと
ともに、経営委員会の委員から構成される監査委
員会の設置、外部監査の導入等を行うこととして
おります。

また、我が国の対外情報発信力を強化するため、
日本放送協会の国際放送の業務を外国人向けと在
外邦人向けに分離し、それぞれに適合した番組準
則を適用し、外国人向けの映像国際放送について
番組制作等を新法人に委託する制度を設けること
としております。

第二に、経営の効率化、資金調達等のメリット
を有する持ち株会社によるグループ経営を経営の
選択肢とするため、複数の地上放送事業者の子会
社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適
用緩和や外資規制の直接適用等を内容とする認定
放送持ち株会社制度を導入するとともに、相当数
の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務、
いわゆるプラットフォーム業務の影響が増大し
てきていることを踏まえ、受信者保護を図るため、
その業務を行う者に、業務開始の事前届け出と業
務運営の適正確保のための措置を講ずることを義
務づけることとしております。

第三に、虚偽の説明により事実でない事項を事
実であると誤解させるような放送により、国民生
活に悪影響を及ぼすおそれがある場合、総務大
臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求
めることができることとしております。本法律案
において新たに設けることとされております再発防
止計画の提出の求めに係る規定については、放送
事業者が、虚偽の説明により事実でない事項を事
実であると誤解させるような放送であつて、国民

経済または国民生活に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものを行ったことをみずから認めた場合のみを適用の対象とすることといたします。

なお、今般の再発防止計画の提出の求めに係る規定の新設と時を同じゅうして、日本放送協会及び民間放送事業者が自主的にBPO、放送倫理・番組向上機構の機能強化による番組問題再発防止への取り組みを開始したことにかんがみ、BPOによる取り組みが機能していると認められる間は、再発防止計画の提出の求めに係る規定を適用しないことといたします。

第四に、新しい無線通信サービス等の迅速かつ円滑な実現のため、電波利用の技術的な試験や需要調査のための無線局を開設できる制度を創設するとともに、無線局を開設する場合等に既存無線局との間で干渉防止等に関する協議を促進するためのあつせん及び仲裁の制度を創設することとしております。また、柔軟な電波利用の実現のため、無線局の免許人等以外の者に一定の条件のもとで無線局を運用させることができる制度を創設することとしております。

第五に、電気通信事業の運営が適正かつ合理的でないため電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときに、電気通信事業者に対する業務改善命令が行い得るよう、その要件を見直すこととしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会会長橋本元一君の出席を求め、意見を聴取いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務総局経済取引局長松山隆英君、事務総局経済取引局取引部長鶴澤恵子君、金融庁総務企画局審議官細溝清史君、総務省情報通信政策局長小笠原倫明君及び政策統括官中田睦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。葉梨康弘君。

○葉梨委員 どうも御苦労さまです。

この総務委員会では、私も前国会まで理事をやっておりますが、久しぶりの質問ということになります。本日の質問では、今も趣旨説明の中にもございましたけれども、民間放送事業者に対する再発防止計画の提出の求め、この関係に大半の時間を使わせていただきたいというふうに思います。

私、茨城の選出でございますけれども、この規定が入るといふか、検討されるきっかけとなりました「あるある大辞典」の報道を非常に覚えております。といいますのは、茨城が納豆を一番消費する県だということなんです。私も納豆が大好きなんですけれども、翌日にはスーパーからはあんと納豆がなくなっちゃいました。ただ、まだ多少はよかったです。これが捏造報道であるというところが比較的早くわかったわけなので、もしも

茨城県の業者の方々がラインを設備投資で増設するというようなことをやっていたら大変大きな被害になったんじゃないかというふうに思います。もともと、茨城県の中には太った方もいるしやせた方もいるというのは我々も納豆を食べていてよくわかっていまして、納豆がどこまでダイエツトに効果があるのかというのはちょっと疑問ではあつたんですけれども、そんなことを覚えております。

そして、今大臣の提案理由の中にもございましたけれども、その後、この制度を検討するというようなことがアナウンスされて、現在、お話のありました放送倫理・番組向上機構、BPO、この機能強化策がとられたというふうについてお聞きけれども、具体的にこの事件を契機としてとられたBPOによる機能強化の施策をまず最初に御教示願いたいと思います。

○小笠原政府参考人 お答え申し上げます。

放送倫理・番組向上機構、BPOにおきましては、本年五月、これまでの放送番組委員会を改組し、放送倫理検証委員会を設置したところでございます。これは、従来の放送番組委員会が放送番組等に関する有識者と放送事業者相互の協議の場であつたのに対して、放送倫理検証委員会につきましては、虚偽の疑いのある番組が放送された場合に放送倫理上の問題があつたか否かというところにつきましても調査及び審理を行う機能も有することとしたものでございます。

具体的に申し上げますと、虚偽の疑いがある番組が放送されたことによりまして視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合には、放送倫理上の問題があつたか否かの調査及び審理をする権限、それから、こうした調査及び審理に基づく勧告または見解を通知し、公表する、さらに、勧告または見解の一部として、放送事業者に対する再発防止計画の提出を要請する、さらに、再発防止計画及びその実施状況についての意見の通知及び公表をするといった権限を有するなど、大幅に機能強化が図られたものと認識しておるところで

ございます。○葉梨委員 今も御説明ありましたけれども、実は、これも私ごとになるんですけども、この時期というか、この春、そのようなアナウンスが行われ、さらにBPOにおいてもいろいろな形で機能強化が検討されるという中で、放送事業者の中である一定の効果というのはあつたのかなというのを実は私自身は個人的な経験から思いました。

というのは、御紹介を申し上げますけれども、実は私自身も、きょうもちよつとテレビに映っているようですが、テレビ朝日の報道ステーションという番組がございます。参議院の憲法調査特別委員会において、当時、国民投票法案についての質疑に対して、私、提出者でしたので答弁をいたしました。ところが、テレビ朝日の報道ステーションの中では、四月の私の答弁とそれから五月の私の答弁が全く逆のことを言っているというような番組を放送されたんです。

中身を簡単に申し上げますと、ありていに申し上げますと、要は、公務員の地位利用、教職者の地位利用の関係で、授業中の意見表明であつても、国民投票運動、選挙運動みたいなものではないけれども、これに当たるような行為であつたらいかげんものかというふうなことを四月に申し上げた。五月には、国民投票運動、選挙運動みたいなものですけれども、それに当たらないような意見表明は全く問題ありませんというふうに申し上げた。ところが、前の発言の後段とそれから後の発言の前段をくっつけてビデオにされちゃったんです。ですから、いかがなものか、問題ありませんと、全然私は逆のことを、うそを言っているかのような印象で五月の九日に放送されたという経緯があるんです。

翌日、五月の十日の深夜ですけども、自民党として正式に抗議を申し上げました。そして、五月の十一日に、最後の締めくくりの質疑で、憲法調査特別委員会において、NHKの全国放送があつたわけですけども、そのときに私からもそ

の経緯を答弁させていただいて、現在、放送法四条に言う訂正放送を求めていますということをテレビでも答弁をさせていただいたんです。

ただ、私はテレビ朝日のことを非難して言っているわけじゃなくて、その後、対応は非常によかったんです。というか、テレビ朝日に対してはというふうに言われる方も与党の中にはいらっしゃるんですけれども、実は、その後、テレビ朝日の担当ディレクターともいろいろ話をしまして、五月の十四日には早速訂正の放送ということで訂正をしていただいたんです。法律上の訂正放送では多分ないと思いますが、明確に、私自身の答弁というの四月も五月も一貫しておいて、そのような報道の仕方というのは不適切であった。つまり、十二、十三に土日がかったというふうに思いますけれども、五月の九日の放送が五月の十四日にはそういう形で直ってきたわけです。

ですから、その意味では、この時期、BPOの機能強化策がとられたということの兼ね合いで、自民党の顧問弁護士の方ともお話をしていたけれども、それなりにというか、相当といえますか、機能している面があるのかなというような印象を持ったことは事実なんです。

そこで、大臣にお尋ねをしたいと思いますが、今、提案理由の説明の中で、BPOによる対策が機能している場合には本制度を適用しないというような御説明があったわけですが、どのような場合にBPOというの機能するということや、なことを大臣としては考えられるのか。そして、適用しないということについて、その真意といえますか、菅大臣も同じようなことを提案理由の説明で申し上げられましたけれども、よりちよつと具体的にそこら辺のところを御説明いただきたいなというふうに思います。

○増田国務大臣 先生にお答えを申し上げますが、今お話しございましたとおり、菅前大臣のときにも、このことにつきまして、運用について制限を行う旨を御答弁申し上げております。私もその考え方は引き継いで、そして今回も同様に運用し

ていきたい、このように考えているところでございますが、少し御説明申し上げますと、放送事業者の方で虚偽の説明により事実でない事項を事実である、このように誤解させるような放送でありまして、そのことが国民経済やあるいは国民生活に悪影響を及ぼして、あるいは及ぼすおそれがあるものを行ったことを放送事業者がみずから認めた場合、その場合のみを適用の対象としたい、こんなことをまず考えております。

それから、BPOによる取り組みが機能していると認められる間は、この改正法で規定してございます再発防止計画の提出の求めについての規定を適用しない、こういう運用を考えているわけでございます。これは、今先生の方からもお話がございましたとおり、自主的な運用ということになるわけでございますが、いろいろ放送事業者の方でこのことについて、新たにBPOの組織を改正して、そしてこうした捏造事案に対して対応をみずからとりたい、こういうふうな考えているわけでございますので、そうした取り組みの行為というものをよく見て、そして判断をしたい、こういうふうな考えているところでございます。

○葉梨委員 そこら辺、大変大事なポイントだと思います。まさにこのBPOにおける機能強化というふうな取り組みがどのように行われるのかということ、これは、我々国会としてもしっかりと見ていかなければいけないだろうというふうに思っています。それが、今までのいろいろな経緯の中でちよつと不十分な面もあるんじゃないかということから多分こういった改正案が提出されたんだらうというふうに私は感じているわけですが、ちよつと現行法の関係でお話を二点ほど伺いたいというふうに思っています。

改正案の五十三條の八の二、これについて前の菅大臣のときにも御説明あったかと思っておりますけれども、現行法では、放送法の違反に対しては電波法による免許の運用の停止、こういったものに直結してしまうという法制になっている。ですから、その意味で、その間をつなぐと言ったらちよつと

語弊があるんでしょうけれども、そういったような感じで提案をされた面もあるということを前に伺ったことがございます。

そこで、一点、現行法についての確認なんですけれども、私自身、特にこの電波法の七十六條の運用というのは極めて慎重でなければならぬというふうに思います。これは当然のことです。また、現実にはなかなか起こり得ないケースであらうというふうに思いますけれども、少なくとも法律上は、例えば放送法の第三條の二に明らかに違反する行為があった場合に、電波法七十六條による免許の運用の停止は可能ということよろしいのかというのが一点確認でございます。

二点目でございますけれども、では、現行法ではどうなんだということでございますけれども、免許の運用の停止、これは多分電波監理審議会に問うということになると思いますが、その前には、必要な指導、行政指導といえますか、そういったものは全くだるうことはできない、あるいはそういうことは想定してないということなのか。この二点について伺いたいと思います。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。まず一点目の関係でございますけれども、電波法の七十六條の第一項に基づいて、放送局の運用停止または制限が可能でございますので、これはもうきちんと適用できる、こういうことですね。自主的な、放送事業者の自律的対応を期待するところでございますが、そうした自律的な対応がでないような場合には、やはりきちんと電波法の七十六條一項の適用が可能だ、これはそういうことだと思えます。

ただ、あえてまた申し上げますと、今先生もまさにおっしゃったように、このような行政処分というのとは大変重たい処分でございますので、このことによつて国民生活に必要な情報の提供が行われなくなったり、それから表現の自由を制約するという側面もあるということから極めて大きな社会的影響をもたらす。したがって、そうした点ももろもろ考えながら慎重にこうした問題は判断し

てしかるべき、このように考えているところでございます。

それから、それではこの免許の運用の停止前に何か行政指導のようなことをできるかどうかということでございます。

これは、我々はこれまで、放送事業者が放送法等に違反した場合には、その程度に応じて、場合によっては警告、これは一番強い措置でございますが、それから次に嚴重注意または注意ということ、再発防止のための体制整備を求める行政指導を行ってまいりました。したがって、こうした行政指導というのは今後も我々は行っていくと考えてございます。

今三つ申し上げました、警告、嚴重注意、注意ということをお願い申し上げましたけれども、例の「あるある大事典」の場合には警告を行ったわけでございますが、この場合は、再発防止のための取り組みが十分でなくて、放送法違反の状態を再度生ずることとなった場合には法令に基づき厳正に対処するとして、再発防止のための自主的な取り組みを強く警告によつて促した、こういうことでございます。

総務省として、今後とも放送法等に違反した事業者がいた場合には必要に応じて適切な指導を行っていくと考えてございますが、まずやはり事業者の方の自主的な取り組みということを期待したい、このように考えてございます。

○葉梨委員 私も、今回の改正案において、再発防止計画の提出を求めるということは非常に意義のあることだと思います。ただ、それに全部乗っかかってしまうというの、やはり放送というものの性質からするとかがなものであるというふうな感じも持っております。

そこで、これはちよつと政府に何うこともなかなかできないので、意見表明みたいな感じになつてくるわけですが、やはり三つの場面というの、電波法による免許の運用の停止、あるいは問題があった場合、放送法の三條の二違反があった場合、その間という意味では、今回の改正

すれば、また、これから起こるとすれば、やはり国民の皆さんのNHKに対する信頼をかえって失う結果になるというふうに思いますので、このところはしつかりと、中立性、独立性というのが確保されるようにお願いをしたいというふうに思います。

その次に、この経営委員会のところに引き続いて、この改正案の中に、「放送の受信についての契約をしなければならぬ者の意見を聴取するものとする」というふうにあります。

契約者から直接意見を聞くということであるわけであり、それけれども、これは政治家も同じでありますけれども、見ている人から直接話を聞く、意見を聞くというのは非常に大事なことであり、思います。このところを具体的に、どういった方法でこの意見の聴取というのをしていくのか、お伺いしたいと思います。

○小笠原政府参考人 お答え申し上げます。

経営委員会といいますのは、受信料を財源として運営される協会の最高意思決定機関としての性格がございます。したがって、先生もお話しになりましたとおり、国民、受信者の意見に留意する必要があるということでございまして、適切にその把握に努めるよう意見聴取を行う旨規定を新設したところであります。

具体的には、こうした方法、頻度、対象をどういうふうに変定するかということにつきまして、総務省令において定めることを考えておりますけれども、例えば、意見聴取の方法として、東京のみならず全国各地で行うとか、あるいは意見聴取の頻度、これも今後検討することになりますけれども、例えば年何回とか、あるいは意見聴取の対象を公平に変定することとか、あるいはそういった場合の公開、意見聴取の結果を例えはインターネットで公開するとか、そういったような方法について、今後具体的な検討を進めていきたいと考えております。

○谷口(和)委員 ちょっと一点確認なんですけれども、こうした取り組みというのはこれまでであっ

たんでしょか。ちょっとこれは通告していないですけれども、もしわかれれば結構です。

○小笠原政府参考人 協会として、受信者会議といった形で受信者の皆様の御意見を広く聴取するという機会が設けられていると承知しております。

ただ、経営委員会が直接受信者の御意見を伺うという機会が設けられていないに承知しております。

○谷口(和)委員 ありがとうございます。経営委員会が直接国民の皆さんから要望を聞いて、またしっかりとNHKの改革に役立てていくということとは本当に大事なことでありますので、しっかりと、実質的な効果が上がるようにぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、二番目の点として、ここはちょっと確認を二点ほどさせていただきたいというふうに思いますけれども、命令放送についてであります。今回、命令を要請する、要請放送と言っているのかどうかわかりませんが、要請をすることとがございまして、協会は、総務大臣から要請があったときはこれに應じるよう努めるものとす

る、こういうふうにあるわけであり、それけれども、NHKはこの要請を断るといことはできるんでしょうか。

○小笠原政府参考人 改正法案の規定は、今先生からお話があったとおりでございます。

したがって、そういった、NHKが「これに應じるよう努める」とされている規定につきまして、NHKの努力の結果として、場合によってはその要請に應じないことも制度上はあり得るとされているところでございますが、ただ、私どもとしては、NHKといえますのは、公共放送機関としての性格等にかんがみまして、実際上は、これまで同様に国の要請に應じることが引き続き期待されているというふうに考えておるところでございます。

○谷口(和)委員 それで、もう一点確認したいのが、この命令放送の制度があることによって、たしか二〇〇六年度で大体二十二億円ぐらい国費が

投入をされているわけであり、それけれども、仮にこの命令放送の制度がなくなった場合には、この国費の投入というのはどういふふうになるんでしょうか。国費の投入というのはできなくなるといふか、なくなってしまうんでしょうか。

○小笠原政府参考人 現行の命令放送、それから今般の法改正によりまして新たに設けます、先生おっしゃいましたこの要請放送といえますのも、どちらも、国として必要な放送の実施を確保するための制度でございます。したがって、国費の投入も、その実施に要する費用を負担するものでございます。

もし仮にこうした制度そのものがなくなった場合といえますと、その国費を投入する根拠というものが失われるということになります。したがって、私どもとしては、今後とも国として必要な要請を行うとともに、確実な実施に必要な国費投入を行う制度が必要だといふふうに考えておるところでございます。

○谷口(和)委員 わかりました。

次、最後の点でありますけれども、先ほど冒頭からも質問がありました、次に、再発防止計画についてお伺いしたいと思います。

それで、ちょっと今回の法案とは直接は関係ありませんけれども、ここ数日というか、事件以来、テレビで、また新聞等でも報道されております香川県の坂出市の問題であります。きのうですか、産経新聞等でも報道されておりますけれども、テレビのワイドショーもしくは朝の番組等、一部、あたかも父親が犯人かと思わせるような、断定はしておりませんけれども、そういうコメントがあったり、また、そういうものを恐らう見ていた

んでしょ、ある若いアイドルがブログで、犯人は父親に違いないみたいなブログを書き込んだりして一年間活動を自粛することになったとか、さまたぎまテレビの報道をめぐっては、今もやはり問題が続いているというふうに思っております。ちょっと今回の法案とは直接は関係はありませんが、再発防止計画に関する事項の中に、

先ほども御質問ありましたが、「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて」というあります。この「事実でない事項を事実であると誤解させる」、これを一体だれが認定するのか、このところをお伺いしたいと思います。

○小笠原政府参考人 先生も今いろいろ御指摘になったようないわゆる番組問題というのが発生した場合、総務大臣が放送事業者に報告を求めた場合、放送事業者は、まず、みずからそうした虚偽の説明による放送があつたか否かというのを御判断されることになると思います。総務大臣としては、こうした放送事業者からの報告を踏まえて、つまり、いわゆる事実でないことというものの最終的な判断を総務大臣が行うことになるものでございます。

ただ、今回の放送法改正案に盛り込まれます再発防止計画に係る規定といえますのは、その運用に当たって、放送事業者の自主性を最大限に尊重することが必要とされておりますので、したがって、先ほど大臣からの提案理由説明でも申し上げましたように、放送事業者が、そうした、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて、国民経済または国民生活に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものを行ったことをみずから認めた場合のみを適用の対象とする旨の運用を行うこととする予定でございます。

○谷口(和)委員 放送事業者みずからが事実でなかったというのを認めるということが条件になるという、そのことによつて総務大臣がそういうふうな判断をするということでございます。その後段のところ、国民生活に悪影響を及ぼすものを行った。先ほどちょっとこれも質問がありましたけれども、この国民生活への悪影響というのは非常に漠とした言い方で、非常にとらえづらいという、ある意味、拡大解釈も可能ではないかというふうに思われるわけであり、先ほども御説明がありましたけれども、もう少

し具体的に、例えばこういうものがあるよというのをもし挙げられれば、この国民生活への悪影響というものの御説明をちよつとお願ひできればと思います。

○小笠原政府参考人 今先生お話しになりました国民生活への悪影響というものの判断につきましては、個別の事例ごとに対象範囲あるいはその影響の度合いといったものを総合的に判断するものでございますけれども、例えばということで申しますと、相当数の視聴者が番組の内容に従って行動して、その結果、視聴者の健康を害した、あるいは、本来であれば行わなかったであろう無用の出費を行ったとか、そういった視聴者の行動によりまして他者が経済的損失をこうむるといった場合が考えられます。

ただ、いずれにいたしましても、これは先ほどの大臣の提案理由説明でも申しましたように、そうした国民経済または国民生活に悪影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものを行ったことをみずから放送事業者が認めた場合のみを適用の対象とする旨の運用を行うこととする予定でございます。

○谷口(和)委員 わかりました。言論の自由との関連もございまして、こゝも国民の皆さんに誤解のないようにしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますけれども、これも先ほどの質問とちよつとダブりますが、趣旨説明の中で、再発防止計画を求めるに当たっては、BPOによる取り組みが機能していると認められる間はその求めに関する規定を適用しないというふうになっております。

そのBPOによる取り組みが機能しているというのか、それによって判断するのか、どういうことをいうのか。それから、BPOの現在の取り組みについては機能しているというふうに見えていらっしゃるのか、ここを最後に大臣にお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

今先生から御指摘がありました、BPOによる取り組みが機能しているか。これは、例えばこの規定が適用されると想定される事業、捏造報道事業というものを想定いたしますと、それについてBPOが審理を開始する、そしてそれを受けて、放送事業者の方において再発防止に向けた改善努力を行っていく、そういった、適切に放送事業者の方で行動するといったことが行われてくることをやはり意味しているのではないかと。BPOが組織としてただ単にあるということでは、これは機能しているとは言いがたい。やはりそのことによって放送事業者がみずから改善努力をするといったようなことが目に見えた形であらわれてくるということだろうと思います。

やはりこれは具体的に今後幾つかの事業について事例を重ねていって、そして、今私が申し上げましたようなことが現実に行われているかどうか、適切に行われているかどうかということを経済大臣が判断する、こういうことになると思うわけでありまして、このBPOの中に放送倫理検証委員会というのが設立されたのが先生御案内のとおり本年の五月十二日でございます。そこから取り組みを開始して、本規定の適用が想定される事業について、現在まで、期間としては半年の間というところになりますし、また取り扱ひの対象となつた事業は一件のみ、こういうことでございまして、先ほど私は幾つかの事業が積み重なつていつたときというふうに申し上げたんですが、まだ現時点で、この委員会がきちんと機能しているかどうかという評価をするのは少し早い、このように実は思っているところであります。

今後、幾つかの事業が出てまいりますれば、それによって放送事業者がどのようなことをしているのかといったことをこちらにもよく注視して、その上で判断をしていきたい、このように考えてございます。

○谷口(和)委員 今大臣からも御指摘がありましたけれども、BPOの検証委員会、半年がたつて、いわゆる審理というのをしたのが二家報道の一件だけだということ、これが少ないのか、それとも問題がないからこの一件だけでいいのか、ちよつとこの判断は難しいところではあると思うんです。

いずれにしても、私もかつて二年ちよつと前までメディアの中におりました、やはり自浄作用というのか、みずから正していくということがメディアにとつては一番大事なことであると思ひますし、そういう意味で、このBPOの頑張りというのがこれから一番大事になってくると思ひます。そういう意味では、今後、BPOの自浄機能の高まり、頑張りを期待をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。放送法について少し議論をさせていただきたいと思ひます。

放送というのは、もう私たちの生活に欠くことのできない重要なものになっているわけでありまして。そして、放送は、自主性とか自律性とか、あるいは、権力みたいなものから不当に介入されるということがないように、しっかりと独自性というものを守らなければいけないわけでありまして。これはもう論をまたないというふうに思ひます。しかし、その一方で、昨今さまざまな言われていますように、例えば放送が誤ったことを流してしまふとか、あるいはまた、社会に影響を大きく及ぼすようなことを流してしまふとこれまた社会に混乱を及ぼすわけですから、ある一定程度の何らかの歯どめのようなものも必要になってくるわけでありまして。

すなわち、放送法というのは、自由と自律性というものを求める一方で、そうではないというふうなものも求めなければいけないということ、極めて大事な法律なんだろうというふうに思ひます。一つの法律の中で、ある種相反するものなことも、そう見受けられることも場合によつては乗つたてくるのがこの法律のかなというふうには思ひます。その意味で、やはり

改正には慎重を期して、十分議論をしてやるということが大切かなと思ひます。

そこで、まず政府参考人に何点かお伺いしたいのでありますけれども、改正法ではなくて現行法制上のNHKのいわゆる経営委員会、これについて若干何点かお伺いをして、確認をしていきたいと思ひます。

経営委員会には委員長という者がいらつしやいます。委員長の経営委員会での位置づけというのは現行法上どうなっているのか。すなわち、ほかの委員と委員長というのは、権能、権限の上において差があるのかないのかということについてお伺いをします。

○小笠原政府参考人 経営委員長に關します現行法の規定を申し上げます。

放送法の十五条におきまして、委員長は、経営委員会に一名置かれ、委員の互選によつて定められ、委員会の会務を総理することとされております。また、経営委員会の議事は、原則として出席委員の過半数をもつて決定することとされておりますけれども、可否同数のときは委員長が決するということにされていましてございまして。

○逢坂委員 ということは、総理するということと、可否同数のときは委員長が決するということの二つが、現行法制上、委員長に与えられた特別な権限というふうには解釈してよいかと思ひます。が、法改正されたらこれはどのように変化をするのでしょうか。

○小笠原政府参考人 改正法におきまして、経営委員長という職に關する変更点は、経営委員会の議事の透明性を確保するという観点から、議事録の作成、公表というのを経営委員長の義務というふうに設けたというところが変更点でございまして。

○逢坂委員 改正法上もう一つ委員会の招集というのにはなかつたでしょうか。私の理解ではあつたような気がするんですが、まあそれはいいでしょう、書いてあることです。

ただし、やはり権能、権限においては、議事録

と委員会の招集というのが、後でまた発言していただければと思うんですが、多分その二点がふえただけで、あくまでも総理するところというところ、可否同数というところなどについては委員長が決めるということでもよろしいでしょうか。いかがですか。

○小笠原政府参考人 失礼いたしました。先生お話しのとおり、今回の改正放送法の二十二条の二というところで、「経営委員会は、委員長が招集する。」というふうに定められております。なお、経営委員会の招集は、現在ではNHKの定款に定められておるところでございます。

したがって、新法における経営委員長の定めといえますのは、現行法にある二点、それから、今回改正法によって追加されました二点ということでございます。

○逢坂委員 そういうことから考えてみますと、またちよつと現行法の枠の中でお伺いをしたいんですけれども、経営委員会の権限でありますとか責任というものは、今のお話からしますと、委員長独自の判断で果たすということは簡単にはできないというふうに理解してよいでしょうか。独善的にという言葉はちよつとひど過ぎるかもしれませんが、委員長が何かの権限を持っていてやるんだということではない、あくまでも経営委員会として、委員会の決めとして、委員会のさまざまな権能、責任を果たしていくということで、政府参考人、よろしいでしょうか。

○小笠原政府参考人 現行法におきまして、経営委員会の権限は、先ほどもちよつとお話し申し上げましたが、合議体としての経営委員会が行使することを前提として定められております。したがって、この権限を委員長独自の判断で行使することは認められておりません。

○逢坂委員 大変恐縮です。一緒に聞けばよかったんですが、今の点につきまして法改正後はいかがでしょうか。

○小笠原政府参考人 法改正後も変更はございません。

○逢坂委員 昨今のNHKの経営委員会の現行法制下での動きをさまざま見ておりますと、別に経営委員会の委員長が独断的に何かをしているというところは全くないようにも思われますけれども、さまざま不安がよぎっているところもあるようにもうかがい知れる部分もありますので、現行法においてもあるいは法改正になってもそういうことではないんだということを改めてこの場で確認させていただきたいと思っております。

次に、政府参考人にさらにお伺いしたいんですけれども、経営委員会の役割の中で、経営委員会がNHKの業務に関するあらゆることについてみずから企画立案そして決定ができるのかどうかという点について、この点については現行法制下ではどうなっているでしょうか。

○小笠原政府参考人 現行法の御説明を申し上げますと、経営委員会といえますのは、放送法三二条で、NHKの経営方針その他の業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有しております。この重要事項というものは何であるかということにつきましては、放送法の十四条におきまして経営委員会の議決事項として列挙されているところでございます。

○逢坂委員 役人に聞いているので極めて役人的な答弁でありますけれども、私はあらゆる事項についてということをお伺いしたのですが、その重要事項というように含めて、それでは、今の話からすると、重要である、重要でないというのはだれが判断することになるのでしょうか。

○小笠原政府参考人 現行法の放送法の十三条に書いてある重要事項と申しますのは、十四条に列挙されている事項というふうに考えております。

○逢坂委員 とすれば、十四条に列挙している事項ですから、私の話したあらゆる事項ということではないというふうに解釈をしてよろしいでしょうか。政府参考人、いかがですか。

○小笠原政府参考人 私が申し上げましたとおり、現行の法制では、放送法の十四条に列挙されている事項についての決定、議決をする権限を有

しているということでございます。

○逢坂委員 大変細かいところばかり聞いて恐縮なんですけれども、非常にやはり微妙なところがあると思っておりますので、改めて一つずつ確認をしていきたいと思うんですが、今の点において、今度は、法改正されたらどうなるかということについてお伺いをします。政府参考人、お願いします。

○小笠原政府参考人 改正法でも同じく十四条でございまして、そこに経営委員会の決定を要する事項その他が列挙されておまして、それが新法のもとでのNHK経営委員会の権限に属するものということでございます。

○逢坂委員 この点に関して、改正後あるいは改正前いずれも、現行法もそうなんですが、最後に「その他経営委員会が特に必要と認めた事項」という項目が入っているわけですが、これについてはどのように解釈されるでしょうか。その他経営委員会が認めるというようなことについて、どのような基準でやるのかという点については、政府参考人、いかがでしょうか。

○小笠原政府参考人 先生御指摘のとおり、「その他経営委員会が特に必要と認めた事項」につきましては、現行法でも改正法でも同じ規定でございまして、現行法の規定では、「その他経営委員会が特に必要と認めた事項」に基づいて議決が行われている事項といたしまして、例えば、総務大臣の認可を受けて行う出資でありますとか、重要な不動産の処分に関する基本事項でありますとか、そういったものが特に必要と認められて、経営委員会の議決に係らしめられているところでございまして、この考え方は基本的には改正後においても同様と考えております。

○逢坂委員 今のやりとりの中から、私は、現行法下においてもあるいは改正法下においても、経営委員会が、ありとあらゆる問題について、すべてを議論し決定していけるというのではないというふうに理解をいたしたところでありまして、けれども、先ほど、冒頭に私が申し上げましたとおり、放送法の規定というのは、自由、自主性を重んず

るといふ側面がある一方で、それが行き過ぎないようにするというような、自由、自主性はしっかりと守らなければいけないんですけれども、だからといって、それがむちゃくちゃな状況になるということは避けなければいけないわけですので、いろいろ工夫が必要なのだなということを改めて確認させていただきたいと思っております。

そこで、また改めて政府参考人にお伺いしたいんですけれども、NHK経営委員会の現在の役割でございまして、現行法制下では最高意思決定機関というふうになっていると先ほどはかの方への答弁で政府参考人はしゃべっておられましたが、これは改正法後も変わらないということでしょうか。

○小笠原政府参考人 基本的には変わることはないというふうに考えております。

○逢坂委員 このところがやはり非常に難しいところだというふうには私はずるずるです。最高意思決定機関だというふうには言われていけば、ありとあらゆるものについて意思決定をしていくのがその役割なんだというふうに思いがちなんです。が、最高意思決定機関ではありつつも、議論し審議していくことについては、ある種の限定的な列挙がされている。そしてまた、多分執行部との役割というものもある種明確化されなければいけないのだからというふうには私は思っているところでありまして、この点をやはり法改正においてもしっかりと踏まえていくことが必要なのかなというふうに感じます。

大臣、今私が話したようなことについて、急で大変恐縮なんですけど、どのようにお考えになられますでしょうか。何かコメントがあれば。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。経営委員会、それから経営委員長の権限、役割というものは大変重要なものがございますので、そして今回の法改正の前後で特にその考え方を考えているものではないわけでございますが、あと一点、先ほど先生の方からお話ございましたとおり、議

事録の関係でございますね。

これは、今後、作成それから公表義務が課せられるということでございますが、やはりそうした重要な経営委員会の役割、ガバナンス強化ということが今回の法改正の目的でございますけれども、その目的が公平、公正な立場できちんと行われるように、法律上は前後で変わらないうえすが、改正法が仮にお認めいただけて成立した後も、きちんとその趣旨が貫徹されるように我々努力していきたい、このように考えております。

○逢坂委員 次に、現行法制上の経営委員会の公開と、まさに今話が出ました議事録についてお伺いをしたいんですけれども、まず、政府参考人現行法制上で経営委員会の議事の透明性というのはどんな方法によって確保、担保しているのか、お知らせください。

○小笠原政府参考人 現行の放送法におきましては、経営委員会に対して議事録の作成、公表を義務づけてはおりません。

ただ、経営委員会といたしましては、みずからの御判断によりまして、原則議事録を作成し、これを公表しているところと承知しております。

○逢坂委員 法上は議事録を義務づけていないということでありまして、それでは、政府参考人、現在、議事録の作成責任というのはだれにもないというふうに理解をしいわけですか。

○小笠原政府参考人 先ほど申し上げましたように、放送法では作成を義務づけておりませんので、法律上の作成責任を有する方は存在しないということになります。

ただ、現在、経営委員会で、先ほどみずからの御判断で議事録を作成しているというふうに申し上げましたけれども、議事録の作成につきましても経営委員会の承認を得た上で行って公開しておりますので、事実上の作成責任といえますものは経営委員会にあるというふうに考えるべきではないかと思えます。

○逢坂委員 そこで、事実上の作成責任は経営委員会にあるということなんですが、私、昨今の経営委員会の議事録を見ていて、やはりどうも附に

落ちないところがあるんですね。

例えば、九月二十五日に、これは新聞報道もされていますが、NHKの「五カ年経営計画（執行部案）」について、NHK経営委員会の見解というものが出されているわけですね。そして、この見解の最後には「経営委員会委員の全員の一致をもって決定されたものである」というふうに書いてあるわけですね。

ところが、九月二十五日以前の経営委員会の議事録を見てみると、そのどこにも、要するに、経営委員会の見解が全員一致で決定したということが全く書いていないわけですね。それで、いや、これは議事録の役割を果たしていない、随分恣意性があるんだなというふうに思っていたわけですね。

それからもう一方、七月十日の経営委員会の議事録の中にこんなことが書いてある。「経営委員が新たに五人加わったこともあり、経営委員会の権限と責任について、あらためて確認したいとの意見がありましたので、放送法の解釈等を含めて、関係機関に確認を行いました」ということが書いてあるわけですね。ということは、七月十日より前の経営委員会で多分そういう議論がされていたから当然七月十日にはこういう話が出たんだなというふうに思つて、例えば六月の経営委員会の議事録などを見ても、そういう文言はどこにも一切ないわけでありましてね。

だから、私が言いたいのは、今政府参考人にもうこうということではなくて、やはりNHKというのは極めて公共性が高いものでありますから、その経営委員会の議事録の公開性をしっかりと国民の皆様にも御納得いただくという意味からいうと、現在の議事録の作成に対する基本姿勢は随分むちゃくちゃだということに私は思うんですね。ここは基本的には公開が原則だということにできないものというのは世の中にあることは私は

理解はするんですけども、公開できないというものを限定的にして、あとはフルオープンだということにするのが私は筋だと思ふんです。県議会だつて町の議会だつて、どこだつてそうなんです。

増田大臣、この点、いかがですか。公開が原則なんだ、公開できないところだけを限定的にするというのが重要ではないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

可能なものについてはできる限りオープンにしたい、ということの原則であらう。今委員がおっしゃったように、私も、どうしても非公開にしなければいけないというものもあるかと思ふますし、微妙な案件もあると思ふます。ですから、そういったことはよく経営委員会の方で考えたい、ただいた上で、やはり可能な限りオープンにしたい、ということの原則であらう。今委員が

直接大臣がこういう厳正な場で申し上げること、個々にはなかなかできませんけれども、やはりそういう原則の中で、何としても経営委員会が自分たちでちゃんと御判断いただくことが大事ではないか、このように考えております。

○逢坂委員 それで、同じような意味で、実は今の経営委員会、これは手元に千四百七回から千五百三回までの経営委員会の開催状況をNHKからつくつて出してもらったものがあるんですけども、これを見ると、経営委員会と銘打っているものの会議のほかに、経営委員打ち合わせというのが結構入っているわけですね。例えば、六月二十六日だとそれを一時間三十分やっているとか、八月二十九日だと経営委員打ち合わせというのを一時間五十分やっている。だけれども、経営委員会そのものは一時間五十分。要するに、経営委員会そのものの方が短いわけですね。

ですから、議事録の作成というものはしっかりとるんだという方向でやることは大事なんですけれども、経営委員打ち合わせになっちゃうと、そ

これは議事録に残らないわけですから、増田大臣、この経営委員打ち合わせというところで重要事項の方針を決めるというふうなことは、やはりあつてはならないというよりも、それはごく少なくすべきだと思ふんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○増田国務大臣 具体的なNHKの経営委員会の運営、これは経営委員長初め委員の皆さん方によくお考えいただきたい、これは大原則でございますので、そう申し上げておきます。

その上で、今申し上げましたように、いろいろ内容によつてはそこで委員が自由に意見交換する場もあると思ふますし、それから、やはり重要事項を決定する場が経営委員会でございますので、その内容についてはできるだけ国民の皆さん方にわかるようにしていただくというのが原則でありまして、それから、そういった、できるだけ議事内容をオープンにするという考え方に立つた上で、よくその運営等についても委員の皆さん方でお考えいただければ、御判断いただければ、このように考えております。

○逢坂委員 私は、先ほど例に示しましたけれども、この九月二十五日の「五カ年経営計画（執行部案）」についての経営委員会の見解「みたいなもの、こういうものが議事録にも残らずに、しかも、これが経営委員会全員の一致した決定であるなどということを言われても、これは国民としては理解ができないわけでありましてね。どこで話し合われたんだらう、だれがどういう意見を出してこれを決めたんだらうということがわからないわけですね。

冒頭に私が申し上げました放送の自主性とか自律性とか、そういうものをしっかりと守るということが大事ではありますけれども、この見解なるものがどういふ議論によつて決められたのか、わからなければ、経営計画、五カ年先の部分についても、だれがどういふ意見を言つて、国会で選ばれた委員が意見を言つて決めたのか、わからないわけでありまして、やはりこういう部分は公開の場で

しつかりと議論をして、議事録も残して、後世、ああそうか、こういう議論があつたときは五

カ年の経営計画が認められなかったんだというふうになければまずいのではないかというふうには私思っています。これは私の見解でありま

すけれども、ぜひそのことも大臣以下皆さんも御認識をいただきたいというふうに思います。さて、次でございすけれども、現行放送法の十四条でございすけれども、これは先ほども別の委員から議論がありましたが、現行放送法の十四条には議決という言葉があるわけですが、改正法では決定というふうになっているわけですね。これについて、政府参考人、この理由というか意味をもう一回教えていただけますか。

○小笠原政府参考人 先ほどもお答え申し上げましたように、議決から決定という言葉の変更は立法技術上の理由によるものでございまして、意味に変更はございません。

○逢坂委員 立法技術上の変更によるもので、意味に変更はないんだということですが、なぜここをかわえているのか、私はどうも意味がよくわからないですね。

その一方で、改正放送法の二十三条には議決という言葉が残っているわけですね。だから、あえてここで、立法技術上の問題だということで議決という言葉を除いて、改正放送法の二十三条には議決という言葉を残しているんですが、政府参考人、二十三条に議決という言葉が残っていますか。残っているか残っていないかだけ、ちょっと御確認をお願いしたいんです。私の勘違いかもしれない。

○小笠原政府参考人 二十三条の議決という文言には変更はございません。

○逢坂委員 そうですすね。やはり私の目も間違っていないかです。いや、どう見ても、ここには議決という言葉が残っている。そして、あえて十四条の議決のところだけを議決という言葉ではないものにしてあるわけですが、それが何か立法技術上の問題だということなのかどうか、私

には大いに疑問と言わざるを得ないのであります。

ここをきょうここで深々と議論するつもりはないんですけれども、虚心坦懐に、普通の国語の問題として字面を見たときに、あれ、どうしたのかな。立法技術上の問題なら、コンピューターのワープロソフトの置換じゃないですけれども、議決を何とかにかえるといつてびつとやれば一発で全部かわるわけですが、こっちは残っていて前だけ直している、一体何なのか。もしこれが間違いだつたというのなら、またさまたま議論もあるでしょうが、そうでないのかどうか。

きょうはこれはこの程度にしたいと思うんですが、私個人としては、先ほど来の経営委員会のさまざまな議論とかその権能とかというようになことを思うと、改正十四条の、議決という言葉をやめて決定という言葉なんですが、決定というよりは議決という言葉の方が、その権能ややるべき範囲なんかも明確になるのかなという印象は私自身は持っているんです。これについてはきょうはこれ以上深入りしないので、この点、何かこっちも残っていますよという指摘だけしておきたいというふうに思います。

それから次ですが、やはり改正法の十四条なんですけれども、改正法の十四条に、経営委員会が番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を決めることが規定されているのでありますけれども、政府参考人、基本計画というのはどの程度まで決めるということになるんでしょうか。

○小笠原政府参考人 放送番組の編集に関する基本計画についてのお尋ねでございすけれども、この放送番組の編集に関する基本計画と申しますのは、放送法第三条の四第三項というところに基

づき策定する一定の期間における放送番組の編集についての大綱を指すものでございまして、具体的にNHKの場合で申しますと、毎年、国内それから国際の基本計画のほか、地方ごとに編集計画を策定しております。例えば、国内基本計画について見ますと、編集の基本事項として、国内放送

番組編集の基本計画、あるいは各波の編集方針として、総合テレビジョンあるいは教育テレビジョン等のチャンネル別の編集方針が規定されております。

この点についてどの程度の内容を定めるかという点につきましては、基本的にはNHKにゆだねられておるところでございす。

○逢坂委員 基本的にはNHKにゆだねられるということでありすけれども、放送法の趣旨といひますか、放送というものの対する基本的な認識からすれば、自主性とか自律性とか、そういうものを考えていくならば、しかも、この法文の言葉は基本計画ということになりますから、一々個々の番組一つずつを取り上げて、この番組はこうせよとか、ああせよとかいうところまで経営委員会というのはいえるべきものではないでしょうか。そのあたりはどうでしょうか、政府参考人。

○小笠原政府参考人 経営委員会の役割といひますのは、現行法でも、重要な経営方針の策定その他、執行部の監督といったことを規定しているところとございまして、この役割は基本的には改正法でも変わりません。むしろ、今回の改正法では、執行を行うことができないというふうに、その旨の規定を明確化しておりますので、先生御指摘の趣旨はより改正法の方で明らかになっているのではないかと申しております。

○逢坂委員 私が言いたい趣旨が改正法ではより明らかになっているということでありすので、当然これは個別の番組に対してあつたことだと言ふ趣旨ではないというふうに解釈をして、大臣、よろしいでしょうか。

○増田国務大臣 そういうことかというふうに考えております。

○逢坂委員 それでは、次にお伺いしたいのが、これもちょっと重箱の隅みないなことで大変恐縮なんです、改正法の十四条第一項第一号ハの中に、協会の業務の適正性を確保するために必要なものとして総務省令で定める体制の整備というのを書いてあるんですね。総務省令で定めるという

ことが書いてある。それから、この同号ソ、これも先ほど私が言ったものなんです、その他経営委員会が特に必要と定めた事項というようになことが書いてあるわけですが、政府参考人、それぞれ具体的にどのような内容を予定しているのかをお知らせ願いたいんですね。

それで、私は、こういう書き方というのは法の技術上よくあることは承知はしているのでありますが、どうもこういう書き方をすると、このところを上手に解釈して、実はこの最後の条項があるからこれはいろいろなことができるんだみたいなになっちゃうおそれもあるものだから、政府参考人、この際、どんなことを今立法趣旨として予定しているのか、お知らせいただきたいと思ひます。

○小笠原政府参考人 まず、十四条第一項第一号ハの省令で定める内容でございすけれども、例えば、職員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制、いわゆるコンプライアンス体制あるいは経営委員会の事務局の体制、そういったものを定めることを検討しておるところでございす。

それから、ソというところですが、その他経営委員会が特に必要と認めた事項につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、現行で、例えば総務大臣の認可を受けた出資等に関する事項について対象としておりますので、その考え方の、特段変わらなないものと考えております。

○逢坂委員 私は、今政府参考人からお話いただいたんですが、そういうふう具体的に定める限りや法文上明確化しておくことが大切なのか。特に、経営委員会の恣意性を排除するとか、あるいは行政からの関与というものを極力減らしてやっていると、できるだけ法文に明確化しておくことが大事だというふうに私は思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

かりと守られていかなければいけないというふう
に思っています。

最後に一つだけ、若干、懸念事項をお伺いして
終わりたいと思いますが、今回、法改正によって
マスメディアの集中排除原則というものが緩和さ
れる方向になっているわけですが、私は、今の市
場のことをさまざま思うと、一定程度そうかなと
いうふうにも思うのですが、これが余りにも進み
過ぎますと、私のような田舎に住んでいる人間か
らすれば、いわゆるキー局と言われるものなどの
支配が強まっていくのではないかと。私が住んで
いる北海道においても、常に中央の情報だけが来
て、ローカル色みたいな、地域のよさみたいな
ものを発信するチャンスみたいなものがなくなっ
ていくというような気もしないでもないですね。

大臣も今、一生懸命地方再生で頑張っていた
いているわけでありますが、地方の再生が東京の
価値基準で全部やられてしまつてはかなわないわ
けでありますので、マスメディアの集中排除原則
を一定程度緩和するということは了としつつも、
ローカルの色合いというものをばしっと出せるよ
うな仕組みというものが要るのだというふうに私
は思うのですが、大臣、この点いかがでしょうか。

○増田国務大臣 今先生のお話をお聞きしまし
て、考え方は私と全く同じだなというふうに思
いました。ローカル局が経営努力をされて、そして
地域の情報をどんどん、その地域だけじゃなくて、
全国に向けて発信していったきたい。やはり
それだけのものをローカル局がきちんと行つて
いくということが地域からも支持されますし、ま
た、今問題になっております地方の格差といった
ようなことの解消にもつながるのであろう、こ
ういうふうに思うわけですね。

ですから、放送の中身が地域においてどん
どん東京の流している放送一色に染められて
いくということは私は大変よくないことだとい
うふうに思いますし、ローカル局の独自性をい
ろと出していく上で、お話がございましたとおり、
今回もマスメディアの集中排除原則を緩和する規

定もこの中に入れ込んでございますが、そのとき
に、今お話しになったような、キー局の支配が強
まらないような一定の措置をこの中に入れている
わけでございます。放送事業者が認定放送持株
会社の認定を受けられないといったようなことも
その規定でございますし、それから、省令の中で
この集中排除原則についていろいろと、緩和する
際、地域の多様性、多様性、地域性に十分配慮し
ていきたい、こういう思いであるんですが、そ
ういった規定を十分に使いつつ、今お話ございま
した、ローカルはローカルの特徴を思い切つて出
していくということ、この考え方が極めて大事だ
と思いますので、そういうローカル局の力とい
うものが十分に発揮できるような、その点はよく私
どもも留意してこの放送法というものを運用して
いきたい、このように考えております。

○達坂委員 お金の力によってローカルが消し去
られることのないように、ぜひ大臣、よろしくお
願ひしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、小川淳也君。

○小川(淳)委員 民主党の小川淳也でございます。

それでは、引き続き放送法の関連について質
疑を行いたいと思います。

増田大臣、まず冒頭、お伺いいたします。NH
Kの経営委員会のあり方が議論になっております
が、冒頭、御所感をお伺いしたい点があります。

九月に経営委員会はNHKの執行部がつくった
中期計画を否決したとお聞きをしております。こ
れは、素朴な見方であれば、大変異常な事態だ
と思いますし、非常に話題性に富んだ事柄でござ
いました。

この経営委員会によるNHK執行部の中期計画
の否決事件、あえて事件と申し上げますが、増田
大臣はどう評価をしておられるのか、お聞きを
いたします。

〔委員長退席、馳委員長代理着席〕

○増田国務大臣 先生にお答え申し上げますが、

今の経営委員会が執行部のつくりました計画を否
決した、これは、経営委員会とNHK執行部の中
すなわち、大きな意味でのNHKの中の事柄でござ
いますので、その否決をしたというものの当否、
是非を、私、実は判断しづらいわけでございます
けれども、一つ言えますことは、こうした形で経
営委員会と執行部がきちんとお互いに意思疎通を
して、今後もいいNHKをつくっていただきたい
ということ、それから、やはり経営委員会は機
能を十分発揮するということが大事でありますの
で、経営委員会は経営委員会としての十分な機能
を発揮していただきたい。それから、執行部は執
行部としてきちんとした業務運営を行つていつ
ていただきたい。その上で、国民の目線に立つてN
HKというものをよくしていただきたいと思います、
こんなふうに考えております。

○小川(淳)委員 古森経営委員長、私ども党内
の会議におきまして直接お話を伺う機会をいた
だきました。非常に個性のはつきりされた、よく言
えど力強い、また反面、負の面も大いにあるんじ
やないかという気が率直にいたしましたが大、大臣は、
古森委員長からこの経過について、否決をした理
由、あるいは議論をしてきた経過について直接御
報告を受けられましたか。

○増田国務大臣 その後、古森委員長の方から経
過は私の方に報告がございました。

○小川(淳)委員 冒頭、NHK内部の話なので非
常に申し上げにくいという、ある面からいえば当
然のお答えをいただいたわけでありましたが、大臣
は今、経営委員会の権限を強化するための法律案
を提出されているわけでありまして、その責任者で
あります。そのお立場からいえば、現在のこの否
決という異常な事態に対して、経営委員会の判断
を是とするのか、あるいはNHKの執行部の執行
能力に疑を挟むのか、そこに関してはもう少し
突っ込んだお答えがあつていいのではないかと
思いますが、いかがですか。

○増田国務大臣 この経営委員会の判断を是とす
るのかどうかということ、これは、私の方からは、

大臣がこの判断についてマルかバツかということ
を申し上げるのは適当でないというふうに考えま
す。

私は、放送法の中で与えられた総務大臣として
の権限、そして責任、責務はきちんと果たしてい
きたいというふうに思っております。そのことは
きちんと申し上げておきたいと思ひます。その上
で、経営委員会として、今回は経営委員会の権限
と責任においてああい、計画を差し戻されたん
だらうと思いますが、それは経営委員会としての
責任においてされたのではないかといいことござ
います。

それから、あえて申し上げますけれども、この
ことについて新聞等をその後拝見しております
ら、やつとこれで経営委員会が本来の経営委員
会としての役割を果たしたというふうを書いてい
るものもございました。それから、その後経営委
員会と執行部の間にいろいろな議論があつたとい
うようなことを書いていると思ひます。見方はい
ろいろだろうと思ひます。国民の中でもいろいろ
な見方があるであろうというふうに思つており
ますが、私としては、その経営委員会が否決した
ことの是非というのは、総務大臣が、これはいい
ことだ、あるいは悪いことだというのはやはり評
価すべきではないというふうに考えております。

○小川(淳)委員 マル・バツのお答えを求めてい
るわけではございません。大臣としての深い御見
識なり高い御見識なりをぜひいただきたいという
わけでございます。是非は仮におくとしても、
少なくとも、これは非常に異常な事態だとい
うことは改めて御認識をいただかなければなり
ませんし、そういう異常な中でこの経営委員会の
権限を強化する法律案をまさに今議論している
ことを、改めてその背景を確認しておきたいと思
ひます。

そこで、経営委員会の権限を確認、強化される
わけでありまして、今回の法律案で強化した権限
を与えられた経営委員会そのものの信頼性はど
う高めるのか、その工夫についてお伺いしたいと思

います。

○小笠原政府参考人 まず、私どもいたしましたして、経営委員会の信頼性ということに関しましては、放送法の規定にとりまして、経営委員会にふさわしい人材を選び、国会の同意を得て委嘱するというのがまず第一に必要でございます。それから、今回の放送法の改正におきましては、監査委員会の監査という役割として、役員もその監査の対象となります。そういう意味で、経営委員も役員でございます、そういうものがある。

それから、今回、放送法の改正の大きな考え方は、いわゆる経営委員会のガバナンスの強化ということでございまして、そういう経営委員会の役割とそれから執行部の役割といふものをそれぞれ明確化する。例えば、経営委員は業務を執行することができないといったようなことの規定も設けます。あるいは、それと同時に監督規定も明示化するということで、そういう相互の役割を明示して、相互の間にもある程度の緊張関係というのを持って、全体として適正な運営が行われることを期待しているということでございます。

○小川(淳)委員 今おっしゃったとおり、人選というのはまずこれは大事なんですよね。非常に大事だと思います。それ以外にも、今おっしゃいませんでしたが、常勤役員をつくられるんでしょう。常勤化するんでしょう。これは初めてでしよう。それから、専用の事務局をつくられるんじゃないんですか。そういう具体的な構造改革を今計画されているわけですから、そのことを前提に議論を進めたいと思いますが、まず人選について。

大臣もよく御存じだと思います。十二名の委員、これは今、ちょっと手元の資料、この間三人入れかわりましたが、その前の資料であります、JR、保険会社、デパート、薬品、通運、お茶屋さんですか、音楽大学、それから法学部の教授。これは、どういう基準に基づいてNHKの経営委員

会としてふさわしいというふうに判断されたのか、その価値判断をお聞きします。

○小笠原政府参考人 先ほどもちよつと申し上げました経営委員の選任の考え方は、放送法十六条に規定されております。それによりまして、委員の選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならぬ。それから、委員十二人のうち八人につきましては、全国八地区に分けられた各地区に住所を有する者のうちから各一名、それから、残りの四名については全国を通じて任命しなければならぬとされているところでございます。

先般の国会同意人事におきまして、このような放送法の規定を踏まえまして、経営委員にふさわしい方々を政府として提案し、国会の同意をいただいたところでございます。

○小川(淳)委員 具体的な当てはめについてお答えいただくというのは非常に難しいのかもしれないが、ざつと申し上げると今のよう構成になっているわけですね。その権限を強化されるというのが今回の中身であります。

増田大臣、御見解をお聞きしたいと思うんですが、経営委員会の強化とかガバナンスの強化、後ほど私なりの解釈を申し上げたいと思いますが、大臣はこれはどういうことだと評価しておられますか。聞き方が難しいですね、これは一体何ですか。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

私の理解、これは、提案申し上げている総務大臣でございますので、きちんと私も今回の改正について説明をしていかなければならない立場にございます。

NHKで一連の不祥事ございました。不祥事がございますその中身はいろいろ多様にわたってございましたけれども、こうした一連の不祥事を契機として、NHKに対しての国民からの信頼というものが著しく損なわれた。そのことによつて、例の受信料の不払い等にも結びついてしまった。そのことはすなわち、逆にNHKに対

しても経営の根幹に触れるような問題で、そしてNHKが良質の、国民の期待にこたえるような番組を制作するという点にも悪影響が及んでしまふ、こういうことがございました。

NHKとして再発防止の対策をとったわけですが、どうもその後も同じような不祥事が現実には起こってきている。しかも、かなり幹部などが関与しているものもあった。こうしたことを一刻も早くやめて、そして国民からの信頼を回復するようにしていくためには、もちろん執行部もしっかりしなければいけないわけでありまして、その執行部に対してさまざまな監督の機能を持つております経営委員会の基本的な性格というのをより一層はつきりさせる必要があるのではないか、明確化させる必要があるのではないか。

しかも、それだけ執行部を監督するという大きな役割を果たしている経営委員会でありまして、中に常勤の委員もいなくて、他の仕事を兼務しながらそこで経営委員をしているといったようなこともございます。ですから、きちんと専属で見ているというよりも、NHKの執行部に対しての単なる諮問機関のような立場になってしまっているのではないかと。

そういうことがあつて、この際、経営委員会の持つております機能というものを強化して、そのことを通じてNHKのガバナンス全体を強化していく、それを国民の信頼回復につなげていきたい。こういうことが今回の制度改正、そしてNHKのガバナンス強化に該当する部分の考え方ではないか、このように理解をしております。

○小川(淳)委員 るる御説明いただきました。

もし見解の相違があれば正していただければと思いますが、私なりの解釈では、これはある種NHKの民主化に当たるとはならないかというふうな、自分なりによく考えて判断をいたしました。つまり、今大臣まさにおっしゃった、いろいろな不祥事が平成十六年以降多発をいたしました。そこには、ファミリー企業の問題もあれば、いろいろな内部のまさに官僚組織、NHK内の官僚組織

のもたらした弊害といえますか不祥事のようなこともあつたんだと思います。そこで、今申し上げたようなJRを初めとした、放送とは何の関係もない、何の関係もないというのではないでしようが、まさに素人を送り込んで、そこへ強い権限を持たせようという試み、一種のNHKの民主化なんじゃないかなというふうに私は解釈、私なりに理解をいたしました。

そこで、もちろん、これはいいことなんだと思います。素人、いい意味での素人主義をぜひNHKの経営に持ち込む、これは大事なことだと思います。また、外部からの空気を送り込む、これは大事なことだと思います。しかし、同時に、民主化にはやはり政治的なコントロール、政治的な意図の介在がこれは裏表で必然をするわけでありまして、その意味では、現古森委員長は、増田大臣と個人的にどういう関係かは存じ上げませんが、菅前大臣、また安倍前総理とは非常に近い関係にあられた方だということにもお聞きをしております。そういうことも含めて、人選に厳選をもつて臨んでいただかなければなりませんし、その意味では、国会の同意権限、これもこれまで以上に大きく問われてくるということなんだろうと思います。

ただ、最後にこの件に関して一点お伺いしますが、例えば、公的な機関として金融部門には日銀という存在があります。そして、日銀には、同じく最高意思決定機関として政策委員会があります。ここには、もちろん外部の先生方も入っているわけですが、やはり総裁と副総裁が入り込んでいます。総裁、副総裁を含めた政策委員会、これが日銀の最高意思決定機関だという位置づけになっていきます。

それとの比較でいいますと、NHKの経営委員会は先ほど申し上げたとおりでありまして、これは本当に責任をとれますか。権限には責任が伴います。権限を行使するということは責任が伴います。この方たち、私は知りませんが、どれほど東京に来てNHKの経営にかかわつて、実際にこま

職員の方々を含めて役職員の方々とコミュニケーションをとっているのかはわかりませんが、権限を強化する以上、責任が伴う。例えば、不祥事に関連して、事実上、海老沢会長は辞任されたわけですね。これは、では今後、古森委員長を初め経営委員は辞任を含めて経営に責任をとっていく体制になるのか。

その権限の強化と責任のとり方について、一言御所見をいただきたいと思います。

○小笠原政府参事人　まず、制度について申し上げますと、過去、NHKでも経営委員会のメンバーに会長が加わったことがございましたが、意思決定と執行を明確に分離するという考え方から会長が経営委員会のメンバーから外れた、そういう制度改正が行われたという経緯がございます。

いずれにいたしましても、先生先ほどもおっしゃいましたように、経営委員会の責任も重くなる、それを補強するために事務局の強化といったようなこと、あるいはその説明責任を果たすために、先ほど申し上げました経営議事録の作成、公表を義務づけております。

そういったような今回の制度改正を踏まえて、経営委員会が今後期待される役割を適切に発揮していただけると政府は考えておりますし、その評価といえますのは、基本的には、経営委員、三年任期がございまして、その際に評価されるものというふうにご考えておるところでございます。

○小川(淳)委員　ありがとうございます。そういう問題意識があることを含めて、今後の制度設計また運用にお努めいただきたいと思っております。

NHKに関連して、もう一点お聞きをいたします。

いわゆる国際放送に関する命令規定、これを要請規定に変えられるというふうにお聞きをしておりますが、十九年の三月に発せられた、これは当時菅大臣だと思いますが、日本人拉致問題に特に留意をして国際放送をせよという命令が下されているようにあります。

放送というのはどうも妙なものです。放送を

見る側も訓練がむしろ必要なんだと思いますが、番組編集者の意図とか、あるいはその裏にいるスポンサー、あるいはこの場合ですと政府の意図があつての番組だというふうな前提を置いて放送を見ることは、非常にある意味難しい。放送というのは、本当に、どこかのれがが中立公正な立場から事実を客観的に報道していると思いがちであります。これは、むしろ放送を見る側にとっては非常に大きな課題、私たちが自身訓練をしていかないといけない部分だと思います。

それにしても、例えば拉致問題に関して、国際的にPRする、これは大事なことでしよう。大事なことだと思いますが、命令をしてこれに関する国際放送をするというよりは、むしろ本当にこれが必要であれば、国内でもありますね、増田大臣が出演されているのも拝見しました、政府の広報番組として政府の主張という形で買収する、あるいはそういう広報番組を作成して、そうだと誤解されないう形できちんと放送する、こっちの方がむしろ適切なんじゃないやありませんか。大臣、いかがですか。

○増田国務大臣　今の点については、私どもは、国際放送のあり方ということについては、この改正の後で特に変更はさせていないつもりでございます。全く同じような考え方でいるわけでございますが、従来からこの国際放送というのは、我が国の見解ですとか、あるいは国情を正しく外国の皆さん方にお伝えする、そして外国の皆さん方に御理解をさせていただく、そういう使命を有しているというふうにご考えております。

したがって、こういう国際放送というものは、公共放送機関でありまして、そこに任せるということでは不十分でありまして、こういう国際放送については国の関与の必要性は従来からあるというふうにご考えておりましたし、その見解というのは今後も変わらない。そしてその中で、政府としてのこの問題についての放送法上の考え方方も同じように大事なものととして考えていきたい、こういうことでございます。

それにしても、法文上、命令放送という形では、いろいろとまさに強い印象を与えがちでございます。すので、要請という形にしているわけでございますが、それは放送法上の中身の話でございますが、国際放送そのものについては、これは国としてもきちんと関与して、そして継続していくべきもの、このように考えております。

○小川(淳)委員　この点ぜひ、今私が申し上げたような立場から、大臣もいみじくもおっしゃいました、命令も要請もそんなに前後で制度は変わらないう形でおっしゃった、そのことを前提に、私どもは、これをぜひ廃止、削除に向けて、与野党間で真摯な協議を行うべきだということを申し添えさせていただきます。

後ほど、メディアの集中規制についても、認定放送持ち株会社制度との関連でお聞きをしたいと思いますが、やはり、もう先ほど来る議論されておりますが、メディアに関しては、相当政治の介入からは自由、自律的でなければならぬんだと思っております。これは、表現の自由が民主主義の基盤そのものでありますから、これは本当に侵されてはならないところだと思います。

ただ一方で、これは国民の目から見ても、「あるある大事典」ですか、十九年一月以前、十七年から十九年、八番組については放送法違反、そしてもう八番組については放送法違反の疑い、ほとんどがこれはダイエットに関連したもののようでありまして、こうした放送が、あたかも真実であるかのように放映されることに關しては、これはやはり国民の皆さんも御心配だと思っております。そういう意味では、何らかの措置がもたらんとされる、この可能性はあるんだと思っております。

それにしても、地方に対する財源の配分から税制から公務員制度、公務員人事、放送・通信、あらゆることに關する権限をお持ちの大臣が再発防止計画の提出を求めるということに關しては、非常に権力的な行為であり、放送事業者を萎縮させる、あるいは後々の番組編集に影響、もちろんいい影響もあるんですが、負の影響、副作用も

ある、そういうことを私は懸念をするわけであり

ます。

大臣、これに關しては、ぜひ抑制的、端的に申し上げれば、こんな制度は法律案に盛り込むべきではないと思いますが、いかがですか。

○増田国務大臣　先生、総務大臣のさまざまな、各自自治体への権限等よく御案内のとおりでございます。そういう中で放送についても、総務大臣は放送法の規定にのっとりまして権限と責任を有しているわけでございます。

そうした中で、今まで私どもが得てまいりました経験によりまして、やはり放送の公共性ということに對して、まさに「あるある大事典」のあの放送がそうでございますけれども、国民に對して大変悪い影響を及ぼしたということは事実でございます。

しかし一方で、条文上は、電波法の七十六条でしたでしょうか、いろいろと制約を加えることができるわけでございますけれども、発動することでもできるわけでございますが、しかし、今のそういった条文の発動というのは、これは大変社会的に影響があるということでございますので、行政指導を超えて何らかの規定というものが必要ではないかということで、今回の再発防止計画を提出いただいたことで、これは制度としては、中身にどういふことをお書きいただくかはまさに放送事業者の自由になつていくわけでございますが、そうした放送事業者の再発防止計画を御提出いただいたて、それを国民の皆様方にお知らせをして、そして再発防止計画に真摯に取り組んでいただきたい。私どもとして、条文を置きますときに、放送事業者の自主性を最大限尊重して、こういう規定をつくらせていただきたところでございます。

さらに、そういうことで法文を整理したものはございますが、しかし、放送というものが大変自律性の高いこともございますので、趣旨説明で申し上げましたとおり、これについて、放送事業者が大変悪い影響を及ぼしたということのみで認めただけの場合のみに適用の対象を絞り、そしてまた

「あるある大事典」の問題の反省にみても、放送事業者側でもBPOを改組して、さらに自主的な取り組みを強化しておりますので、そうした取り組みというものが機能している間はこの規定も発動しない、こういった抑制的な運用によって、そうした権力的な運用にならないように私どもも自制をするということでございます。

そうしたさまざまな法文上の措置あるいは運用上の措置ということを私どもも考えているところでございますので、放送事業者の表現行為の必要以上の制約につながるものではない、このように考えてございまして、ぜひこの点、御理解を賜れば、このように考えております。

○小川(淳)委員 権力的な運用にならないようにというのは当然であります、私どもとしては、権力的な運用につながりかねない仕組みそのものはつくらない、つくらざるべきだという立場から、これも与野党間の真摯な協議、ぜひお願いしたいと思っております。

あわせて、持ち株会社による放送事業者の子会社化、しかも複数の放送会社を持ち株会社でまとめいく、集約化していく、この認定放送持ち株会社制度について、メディア集中排除原則との関連からお尋ねをしたいと思います。

まず、認定放送持ち株会社制度をこのたびの法案に盛り込まれた理由、そして、懸念される、メディアが集中することがあつてはならないという原則との関係、この二点について伺いをいたします。

〔馳委員長代理退席、委員長着席〕

○小笠原政府参考人 今回の認定持ち株会社を導入するという改正法案の考え方でございますけれども、デジタル化の進展あるいは多チャンネル化の進展、そういったさまざまな放送メディアを取り巻く環境の変化に柔軟に対応するという観点から、この制度を導入しようということでございます。

業者の経営基盤を強化する、あるいは複数の放送会社の中で人材あるいはそういう資金等について効率的な運用を行う、あるいは放送事業者間その他のさまざまな連携ニーズに対応するということが可能になる、そういったような目的から、今回認定放送持ち株会社を導入しようと考えているものでございます。この認定放送持ち株会社のもとに、一定の要件、条件のもとで、複数の放送事業者の所有、支配を可能とするということでございます。ただ他方で、先生もお話にございましたけれども、マスメディア集中排除原則の考え方の背景をなしておりますところの放送の多元性あるいは多様性というものを確保することは引き続き重要と考えておりますので、そうした両者の、認定放送持ち株会社のメリット、あるいは放送の多元性の確保といったもののバランスを踏まえながら、改正をお認めいただければこれから制度設計を検討していきたいと考えておるところでございます。

○小川(淳)委員 ここで一つ確認させていただきたいんですが、今、放送持ち株会社がたくさんの放送会社を子会社化するというのは、経済的な理由をおっしゃいました。確かに、地デジ放送に向けた設備投資というのは大変な負担なんだろう。しかし、どこまでいっても経済的な理由であります。それに対して、メディアが集中をしていく、各地域のメディアがある一者あるいは少数の者によって占有、寡占されていくという状況は、これは経済では済まない問題であります。まさに、表現の自由なり言論の多様性なりという民主主義の基盤そのものを脅かしかねない価値観であります。

ですから、もちろんいろいろな制度設計を議論していく必要はありますが、今比較考量されている法的な価値といえますか法益は比較に値しない、値しないものを比較されようとしているということ、ぜひその前提に立って議論をさせていたいただきたいと思ひます。経済的な理由では始末のつかないものを扱おうとしているということであり

そして、メディアの集中ということに関しては、私、ちよつといろいろ個人的なことも含めて大きな問題意識を持つているわけですが、ざつと手元の資料を拝見しながら申し上げますと、ほとんどの放送局は、新聞社なり、またあるいはキー局ですとか中央のテレビ局の子会社、ないしは大株主としてそういう人たちが名を連ねているというのがどうも現状のようでありまして。これは、実質的に申し上げて、メディアの集中排除規制、排除原則なるものは非常に形骸化しているんじゃないかという気がしてなりません。この上に立って、さらに持ち株会社制度というのをつくるのは非常に危うい感じがするわけでありまして。この集中規制を、今の法律案、政府案によりますといたずらに省令にその基準を落としたりということになつていくようでありまして、これを議論するに当たつて二つの事例をお聞きいたします。

公正取引委員会と金融庁にお越しいただきました。市場の極度の寡占状態を排除するための独占禁止法については、さまざまな規制の根拠なり、またその法的な位置づけをお持ちだと思ひますので、まずそれをお聞きしたいと思います。

○松山政府参考人 お答えいたします。市場における寡占なり市場支配力の内容等についての独占禁止法の規制の概要ということのお尋ねでございますが、まず一つは、独占禁止法の九条で、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、転化、いわゆる持ち株会社等なりその関連でございますが、その規制の対象でございます。事業支配力が過度に集中することとなるという

ものにつきましては、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の会社、国内の会社といったようなものの総合的な事業規模が相当数の事業分野において著しく大きいといったような要件を規定しております。具体的には、会社とその子会社、議決権保有比率という過半数を占める、あるいは、実質子会社として、これはガイドライン等でも規定しておりますが、会社の議決権保有比率が二五％超で五〇％

以下であつて、かつ、議決権の保有比率が筆頭株主であるといったようなものが実質子会社となるわけでございますが、そういったものが対象になつていくということでございます。

また、寡占に關しての規制でございますが、独占的狀態に關しての規制というのが独占禁止法の二条七項にございまして、これでは、第一位の事業者のシェアが五〇％を超える、あるいは上位二位の事業者のシェアの合計が七五％を超える場合に該当してくる。その他、事業分野の基準等もございまして、そういったものを規定している例がございまして。

○小川(淳)委員 それは法律で規定されているんですね。

○松山政府参考人 現在、独占的狀態に關しての規定に關しましては、法律で規定されております。

○小川(淳)委員 銀行の株式所有、また被所有に關してはいかがですか。

○細溝政府参考人 お答え申し上げます。まず、支配基準といひますか、銀行が出資する銀行の子会社に關する規制でございます。

これは、銀行法上、銀行が本来子会社として持てる金融関連業務を営む会社以外のものにつきまして、いわゆる国内の一般の事業会社につきましては、その議決権について、銀行とその子会社を合算して五％、これは銀行法十六條の第三項でございまして、さらには銀行持ち株会社とその子会社を合算して一五％、これは銀行法五十二條の二十四の第一項でございまして、それを超える取得ないし保有を原則として禁止しております。

次に、銀行が出資される、銀行の株主に關する規制でございます。

銀行の株主に關する規制につきましては、銀行の議決権を五％を超えて保有する株主については、届け出を求めております。これは銀行法五十二條の二の第一項でございまして、さらに、銀行の議決権を原則二〇％以上保有しようとする株主に

い。これは銀行法五十二条の九第一項でござい
ます。それぞれ規制されているところでござい
ます。○小川(淳)委員 大臣、それぞれお聞きのとおり
でありまして、ちょっと複雑なあれでしたけれ
ども、要するに、市場の寡占を抑える、あるいは銀
行が他業種に対する支配を余り及ぼさないよう
にする、そうした持ち株基準あるいは市場の占有基
準については法律でちゃんと定めているわけだ
ね。これは当然だと思ひます。

本来、国民が、あらゆる者が、株式を幾ら取得
しようと何を買おうと、あるいはどこで何を売ろ
うと、これは自由ですから、これを政策目的で制
限するのはやはり法律でやるべきではありません
か。今、この政府案ですと、総務大臣の一言でそ
れを制限する、国民の権利を制限することになっ
ていますが、大臣、この点いかがですか。

○小笠原政府参考人 いわゆるマスメディア集中
排除原則につきましては、現行でも具体的な数字
については省令で定めるとされております。む
しろ今回の法改正では、そうした考え方を法律に
明記したということが改正点ではないかと。

それで、具体的な集中排除の基準といひますも
のを法律で規定するか、あるいは法律の委任を受
けた政省令で規定するかということにつきまして
は、さまざまな考え方があるのではないかと。

私どもが所管しております通信・放送分野は、
特に技術革新、あるいはそれを踏まえた環境変化
は急速でございします。制度面に關しまして柔軟
かつ迅速な対応が求められまして、省令で基準の
具体化を図ることが適切というふうに考えてお
るところでございします。

最近の例で申し上げても、一年間に複数回
のこうしたマスメディア集中排除原則の改正とい
うのを行つておるのは何度かございまして、そ
ういった点からも現行の考え方は適当ではないか
というふうに考えているところでございします。

○小川(淳)委員 確かに、地方の放送局ができた
というのは昭和二十年代後半とか三十年代前半で
すから、中央の新聞社とか、さつき申し上げまし

た、各メディア間で持ち合いをしたり、あるいは
出資がそこへ偏つたりといったような事情はあつ
たんだと思ひますが、もうこういう時代ですから、
法律に明記すべきことと、そしてその基準を現在
の政府案よりもさらに引き下げること、そこに向
けた与野党協議をぜひ期待したいと思ひます。
あわせて、出資者に関連して端的にお尋ねいた
します。

外国人が放送局を持つ、放送局に出資するとい
うことに関しては、どうも規制が明記をされてい
るようでありまして。しかし、少し問題意識として
申し上げたいんですが、放送メディアが外国人に
支配されることもよくないでしょう、それからメ
ディア同士が癒着することよくないでしょう、
先ほどの議論のもう一つの基軸は、メディアと
政治権力との関係であります。それからいいま
す、例えば山形放送は、山形県が一四%を超える
株式を保有しています。山口放送は、山口県と周
南市を合わせますと一六%を超える株式を所有し
ております。

これはあえて個々を申し上げましたが、多くの
放送局に対して、地方自治体あるいは国会議員の
親族を含めた関係者、あるいは新聞社、こうした方々
の出資が相当散見されるわけでありまして、もう
こういう時代です、外国人に加えて、地方公共団
体、政治家、こういう人たちが株主になることに
關しては、ぜひ放送の中立公正の観点から規制を
設けられたいかと思ひますが、大臣、御見
解をいただきたいと思ひます。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

実は、メディアへの出資の關係でございしますけ
れども、政治的な公平性というものは、放送法の中
で番組準則が掲げられているわけではございませ
ん、そちらの方で確保されている、このように私
どもは判断をしております。この番組準則による
規律というのはこれまで有効に機能してきて、確
かに、今先生のお話にございまして、特に地方の
ローカルな局におきましては、地方公共団体が出
資したり、それから政治の御關係の方が出資して

いるという例はございしますけれども、そのことが
番組そのものに影響を与えることはないというふ
うに判断をしております。

私自身も、岩手県の知事をしておりますときに、
新しく地域にローカルのテレビ局が、ある系列が
出てくるというときに強く公共団体の出資を求め
られまして、議会の方に諮りをして出資をした
経験と、あるいは、古くからもう既にございまし
たローカル局で、最初の経営的な観点から出資を
検討しましたけれども、大分時間がたつたので出
資を引き揚げるといふことも行いました。

特に公共団体の場合には、地域での経済界等が
いろいろ出資をしていく上ではやはり公共団体が
入つていた方がやりやすいというふうなことで、
いろいろ御要請がございましてそんなことをした
覚えもございしますが、いずれにしても、そうした
出資については、御意見はいろいろあるかと思ひ
ますが、政治的な公平性、そういう観点からの御
心配については番組準則の方で確保されてきてい
る、こういうふうに考えているところでございま
す。

○小川(淳)委員 大臣の今の御説明であります
が、番組の内容に踏み込むというのは本当に難し
いんですね。事が起きたときに、あるいは起き
そうなきに番組の内容に踏み込むというのは非
常に難しい。だからこそ、構造的にそういうこと
がないようにという手だてを事前に打つべきだ
と思ひます。

その観点から、改めて、政治家、地方公共団
体の出資規制、そしてもう一つ、時間があればお尋
ねを申し上げたかったんですが、新聞社ですね、
新聞社による放送局に対する出資規制。例えばイ
ギリスでは、地方紙でその地域において二〇%を
超えるシェアを持った新聞社は放送免許を取得で
きない、こういう規制が入っています。こういう
こともぜひ御参照いただきたい。

そして、あわせて最後に、参考までに申し上げ
ますが、私は今回、この放送法の改正案を見ます
ればするほど、国民の目から見ると放送の内容の適

正を期するために、やはりある種の公的な関与は必
要だと思ひます。全くそれを取り去るということ
にはならないと思ひます。しかし一方で、政治権
力の直下にある内閣の構成員たる総務大臣がこの
権限を直接間接に行使する、これからの時代、私
はやはりそれは不適切だと思ひます。

ということの二つのバランスを考えたときに、
やはりこの放送にかかわるメディア規制あるいは
メディアに対するさまざまな許認可、監督指導、
これはぜひ大臣の権限から切り離すべきだ、総務
大臣から切り離して第三者委員会的な独立した行
政委員会として新たに構築を図るべきだ、私は今
回、放送法の改正案を見るにつけて、そのことを
思うに至りました。

参考までに、アメリカでは連邦通信委員会、連
邦議会に対して責任を負う独立行政委員会が所管
をしているんだそうです。イギリスでは通信庁、
政府から独立した法人組織だそうです。フランス
では視聴覚最高評議会、政府から独立した行政委
員会。ドイツでも各州、政府から独立した公法人
等々の様子でありますので、大臣、ぜひこれは、
中長期で結構です、こうした観点に立つて御検討
をお願いしたい、そのことを申し上げて、質疑を
終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也でございま
す。

きょうは、放送法につきまして、再発防止計画
の提出を求める新たな行政処分についてお尋ねを
いたします。

今回の法案では、いわゆる捏造報道事案などが
あつた場合に、総務大臣が放送局に再発防止計画
の提出を求め、意見をつけて公表する新たな行政
処分を導入するというものであります。

そこで、大臣にお聞きしますが、この新たな行
政処分の発動要件についてですけれども、これは
だれが認定をしたときに行政処分が発動される
ということになっているんでしょうか。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

まず、番組の問題が発生をしたという場合に総務大臣が放送事業者に報告を求めるわけでありますが、本当に虚偽の説明による放送だったかどうか、それを放送事業者がみずから判断をしないだく、これがまず最初です。その上で、放送事業者から報告が上がってまいりますので、その報告を踏まえて総務大臣が最終的な判断をする、これが今回の改正法の建前、考え方ということでございます。

なお、つけ加えていただきますが、自主的な放送事業者の判断というものを最大限尊重する必要があるということで、この規定についての運用というのはいろいろと私どもも抑制的に考えていく、こういうことでございます。

○塩川委員 大臣が最終的に判断をする、法文上は大臣が判断をすると書かれているわけですが、これも、今おっしゃった、放送事業者がみずから認めた場合を適用の対象とするという点について、これは極めて発動要件にかかわる重要なポイントなんですけれども、そういうことを言われるのであれば法文上に書かれればよいと思うんですが、それをされないのは何でなんでしょうか。

○小笠原政府参考人 先ほど大臣の趣旨説明のところにもございましたけれども、放送事業者みずから認めた場合のみを適用の対象とするという背景につきましては、ことしの五月に設けられましたBPO、民間のそうした自主的な機関の取り組みに期待するという背景がございます。そうした背景につきましては、要するに、BPOの取り組みが機能しているという期待を前提としてそうした運用を、つまり、放送事業者みずから認めた場合に限定して適用するという運用を行うということでございます。

したがって、法改正後の状況によりまして、こうした民間の自主的な十全の取り組みが必ずしも期待できない、そうしたようなことが生じない、実現しないという場合につきましては、こうした法の適用を考え直すということもあり得るという

ことも含めまして、現行法の規定を提案しているところでございます。

○塩川委員 一番根幹にかかわる行政処分の発動要件の点について、放送事業者がみずから認めた場合のみを適用の対象とするということをおっしゃるのであれば、それが法文になるというのが本来ではありませんか。

○小笠原政府参考人 今回の御提案をしております自主的改善計画の作成、公表に関する規定につきましては、法律の文章としては、規定を適用する場合について、事業者みずから認めた場合に必ずしも限定されるものではございません。社会的に別途の観点から提起された、あるいはそういったことも考えられます。

ただ、要するに、民間の自主的な取り組みが期待できる状況を前提として運用をある意味では狭めるという考え方でございます。したがって、そうしたような状況が期待できない状況になりましたら、我々がそういうことを期待するわけではございませんけれども、法の規定を、法本来の規定に照らして適用するということもあり得るということでも明文化はしていないものでございます。

○塩川委員 法文上、問題があると判断するのは大臣というふうになっているわけですが、運用という話がありましたけれども、BPOの話がありました。そこでお尋ねしますが、先ほどの提案理由説明の中でも、BPOの機能強化による取り組みが機能している間は再発防止計画の提出の求めに係る規定を適用しないとしていますけれども、機能しているかどうかというのを判断するのはだれなんでしょうか。

○小笠原政府参考人 BPOの取り組みが機能しているかどうかということについてだれが判断するかというお問い合わせでございますけれども、本規定の適用が想定される事案、例えばいわゆる捏造の報道事案でございますが、こういったことにつきましてはBPOが取り組みを開始して、再発防止に向けた改善努力がなされる、そういった適

切な取り組みが行われているか否かといった点について、総務大臣が判断することになると考えております。

○塩川委員 総務大臣が機能しているかどうかを判断すると。その場合に、機能しているかどうかの判断基準というのも当然大臣が決めるということですね。

○小笠原政府参考人 そういうBPOの取り組みといったものが適切になされているかということにつきまして、総務大臣が判断することでございます。

○塩川委員 BPOの対策が機能しているかどうかを判断するのは総務大臣自身でありますし、その判断基準も総務大臣が定めるということになる。そういう点では、運用という話がありましたけれども、総務大臣の考えに左右されるという仕組みになっております。

そこで、加えてお聞きしますが、総務大臣は、計画を検討して意見を付し、公表するものとする。とありますが、計画を検討するというのは何を検討するの。その点、大臣にお尋ねします。

○増田国務大臣 放送事業者の方から計画が出されるわけですが、これに対して我々は、今先生のお話でございましたとおり、意見を付して公表するということになるわけですが、電波、放送を主管する総務大臣としての考えを示す、そして、公表された再発防止計画についての国民・視聴者による評価、判断に資するように、そういう内容の意見を付すわけでございます。

具体的には、出てまいりました計画が国民・視聴者に対して十分な説明責任を果たしているかといった観点から見ても妥当なものと判断できるかどうか、そういうことについて検討するものでございます。

○塩川委員 計画が出たところで十分かどうかを見るという話で、国民に対する説明責任を果たしているかどうかということを検討するということなんだろうけれども、では、国民に対して説明責任を果たしているのか果たしていないのかという

う判断基準はだれが判断するんですか。

○増田国務大臣 これは、総務大臣が意見を付すわけですが、総務大臣としての考えをそこに付す、こういうことで、それを国民の皆さん方に御判断いただくことでございます。

○塩川委員 懸念の声というのは、やはり総務大臣の付した意見というのが今後の番組制作への内容に対する介入とならんかという声であります。

ですから、今回の新たな行政処分の創設というのは、放送内容の問題があると判断するものも大臣ならば、再発防止計画を点検するものも大臣となっております。業界の再発防止対策が機能している間は発動しないと言いますが、機能しているかどうかを判断するのも総務大臣であり、総務大臣の判断次第で運用されることになるということです。こういうやり方はやはりふさわしくない。

ですから、きつぱりと新たな行政処分の規定は削除すべきではありませんか。

○増田国務大臣 現実に、今、「あるある大辞典」に見られるがごとく、これはあつてはならないこととありますが、そうした捏造番組が放送されるということによって生じる被害、こういうのは大変大きなものがある。それだけテレビというものの影響力は強いということでございます。ですから、そうしたことによって生じた、これは現実生じたわけですが、そうした生じた被害を防止するということについて、私どもはやはりきちんとした責任を果たしていかなければならないということがまず大前提としてございます。

その上で、措置内容というものを私ども慎重に検討したわけですが、では今の規定で十分かどうかといいますと、やはり今の規定でいいますと放送の停止ですとかそういったことになるわけですので、大変強い措置でございます。そこで表現行為自体を制約するものではない、そうした放送事業者の自主性を尊重したものが必要ではないか、そういう観点に立ちまして今回の、再発防止計画の提出をしていただく、こういう規

定を置いたわけでございます。

また、再発防止計画の内容及び実施方法につきましては、これは、こういう事項を書きなさいということを決めているわけではございませんで、その内容につきましては放送事業者自身にゆだねてございまして、また、今先生の方から御指摘をいただきました大臣意見でございますが、私どもの方では、その大臣意見の中で、計画の内容について事細かにいろいろなことを、こうしなさい、ああしなさいと指示することは考えていないところでございます。

したがって、今回のこの法改正の措置でございますが、これは、前段申し上げましたとおり、大変大きな社会的影響力のある放送ということでございますので、そういったことに現実には被害が起きたということから考えれば、公共の福祉の観点から必要最小限の措置であって、表現の自由という観点から特段の問題は生じていない、このように考えているところでございます。

○塩川委員 今回の新たな行政処分というのが、先ほど言いましたように、政府の恣意的な運用に対する懸念がある、報道と表現の自由を侵害するおそれがある。番組の適正というのは、放送事業者の自律、世論の力によって確立されるべきであり、行政の関与は慎重であるべきだ。

捏造の報道は許されません。その際に、捏造再発の防止のために政府が行うべきことは、何よりも放送事業者の自由、自律を尊重し、BPOなどの自主的な取り組みを支援することであり、やはり独立した行政委員会に放送行政をゆだねるという対応が求められていると思います。

それに加えて指摘をしたいのが、このような捏造報道の番組をつくるような放送業界の制作環境、業界の構造上の問題の是正、こういうところにこそ政府が対応策をとるべきではないか。今、職安法や労働者派遣法違反のいわゆる偽装請負などの問題も放送業界で指摘をされております。加えて、元請、下請問の下請いじめの問題があります。

関西テレビに、この事件が起こりまして、「発掘！あるある大事典」の調査委員会、第三者委員会が置かれ、三月の二十三日に報告書が出されております。この報告書を見ますと、捏造を招いた番組制作における構造上の原因と背景として、視聴率本位の制作態度とか、再委託契約におけるピラミッド形の制作体制の問題とか、制作費の削減措置による影響などの指摘があります。番組制作の会社でつくる全日本テレビ番組製作社連盟、ATPによる「あるある大事典Ⅱ」捏造事件に関する緊急アンケート調査、これは三月の九日に行われておりますけれども、その中でも、この事件の背景として、予算不足とか、視聴率競争の弊害、孫請構造を挙げております。このような捏造を生みかねない業界の構造上のゆがみにこそメスを入れるべきであります。

そこで、私はきょう下請いじめの問題を取り上げたいと思っております。

「あるある」の調査委員会の報告では、「再委託契約による制作の問題点」、つまり、関西テレビが日本テレワークに発注をし、これ自身が親子関係で受け付け、日本テレワークからその下の制作会社に委託をする孫請構造になっているという話で、第三者委員会の報告書では、「契約内容に元請けによる下請けいじめと受け取れる優越的地位を背景とした不当条項が入りやすい点が指摘できる。」とあります。「現に、テレワークが各再委託制作会社と結んでいた契約書によれば、専従義務と称して再委託制作会社が他の業務を行う場合はテレワークの承諾を得ることと規定され、再委託制作会社の従業員がテレワークの業務を履行するにあたって死亡・負傷・疾病にかかった場合でもテレワークは一切の責任を負わない旨規定されるなど、孫請けに対する優越的地位を濫用した不当条項ともいえる規定が設けられている。」このような指摘があります。

加えて、「最も問題なのは、納品された放送制作物の委託料の支払いが、納品日からではなく、放送日の月末締めで放送月の翌々月の十日払いと

されている点である。」「資金繰りが潤沢でない零細企業が多い下請け制作会社を苦しめる不当な取り決め」といってよい。下請代金支払遅延等防止法に違反する違法な取り決めであり、言語道断の措置だ」と指摘をしております。

こういった下請構造、下請いじめとなるようなこういう構造の指摘について、大臣はどのように受けとめておられますか。

○増田国務大臣 お答え申し上げます。

第三者委員会が御指摘をなさいましたこういう事項は、やはり放送事業者として重く受けとめて、これは改めていただかなければならないというふうに思っています。

放送事業者でありますので、当然、その公共的な役割というのは十分認識した上で行動していかねばならないわけでありまして、関係の法令、今先生の方からお話ございましたが、こういった下請関係法というのは現実にあるわけでござい

ますので、これを遵守していただくということは大変重要でございますし、特に放送番組の制作に係る取引につきましては、こうした事項をきちんと放送事業者として徹底していただきたい、このように考えております。

○塩川委員 そこで、総務省としてどのような対応策をとったのかということなんですけれども、この「あるある」の第三者委員会の報告、これに基づいて総務省は三月に関西テレビに対して警告を出されておられます。ですから、当然この内容を熟知しておられるわけですから、ここで指摘をされているような下請いじめのような現状について、総務省として、下請取引の是正の観点でどのような対応策をとったんでしょうか。

○小笠原政府参考人 「あるある大事典」につきましては、先ほど来もお話に出ております警告というのを行政上いたしました。今先生御指摘の下請法に係る事案につきましては、先生御指摘のよう、報告書の中で下請法に違反しているという旨の指摘が行われたことにつきまして、公正取引委員会事務局に御連絡をしたということでございます。

います。

○塩川委員 公正取引委員会にお尋ねします。

今、総務省からその旨公正取引委員会に伝えたということですが、申告として扱うのかどうかということもありますが、今回のこのような下請法違反と調査委員会の報告書が指摘をされているような状況ですから、こういう事案についてきちんとした調査をすべきだ。この点が一点と、もう一つ、やはりこういった下請いじめがまかり通っているような放送業界、情報成果物作成委託業務と下請法ではしているそうだけれども、これについて重点的な調査をすべきではありませんか、お尋ねします。

○鳩山政府参考人 御指摘いただきました点でございますけれども、個別の事案でございますので、下請法違反に該当し得るかどうかが、どのような措置をとったかということにつきましては答弁を差し控えたいと思っております。

一般論として申し上げますと、支払い期日について御指摘がございましたので、その点の下請法の規定でございますが、親事業者は、下請代金の支払い期日を、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日以内で、かつ、できるだけ短い期間内に定めなければならない義務があり、また、この義務に反して支払い期日が定められたときは、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日下請代金の支払い期日と定められたものとみなすこととされております。親事業者が下請代金をその支払い期日の経過後なお支払わない場合は、いわゆる支払い遅延として下請法に規定する禁止行為に該当するものでございます。

また、放送業界につきましては特別な調査を行うべきではないかという御指摘がございました。本年二月、政府の成長力底上げ戦略におきまして、下請取引の一層の適正化について早急措置すべきこととされたことを踏まえまして、平成十五年改正下請法により新たに適用対象とされた分野から三つ選びまして特別調査を実施しております。

すが、そのうちの一つが放送番組・映像制作に係る委託取引でございます。

この特別調査の過程におきまして下請法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいりたいと存じます。

○塩川委員 公正取引委員会にお聞きしますが、三つの分野、業種で特別調査を実施する。その三つをちょっと例示していただきたいのと、なぜその三つをやるのかという理由を聞かせていただけますか。

○鶴瀬政府参考人 三つの分野の選定理由でございます。

三つの分野は、放送番組・映像制作委託と道路貨物運送と金型の製造委託の三つでございます。

放送番組につきましては、いわゆるコンテンツ制作に係る下請取引について下請法の厳正な執行が求められていること、あるいは、放送番組やアニメ等の映像制作分野につきましては、書面交付の徹底により発注内容の明確化が必要である等の指摘を受けているからでございます。

道路貨物運送につきましては、現在まで、私も公正取引委員会による勧告が行われたものを含めて下請法違反事例が多く、下請法の厳正な執行が特に必要だと考えたものでございます。

金型につきましては、親事業者の業種が広範にわたりますので、金型の製造委託取引全般について適正化を促すには特別調査の方法が効果的と判断したものでございます。

○塩川委員 今お話にありましたように、放送については、書面交付義務違反などが多い、下請法違反が実際に通っているということとで特別調査ということでありまして。陸運関係もそうでありまして、金型についても同様にそういうことを指摘する特別な調査をやるということになっているわけですか。

そこで、公正取引委員会と総務省にお尋ねしますが、公正取引委員会には、放送業を所管する総務省との連携強化を強めて、何らかの対応策を考えるべきではありませんか。

それから、公正取引委員会に確認しますけれども、金型については対応する経産省が金型を含む素形材産業についての取引のガイドラインというのを策定しております。こういうものでありますけれども、あわせて、今、国土交通省では、陸運関係、貨物関係についてのガイドラインに取り組みつつあるというふうに承知しております。その点の確認とあわせて、総務省とどう連携強化をするのかということをお聞きしたい。

総務省に対しては、ほかの省がそれぞれ、陸運関係と、また金型についてはガイドラインという取引についての対応策についてきちんとしていくわけですから、総務省としても放送業についてこういうガイドラインをつくるべきだ。その点、大臣にお伺いをします。

○鶴瀬政府参考人 平成十五年に下請法が改正されまして、規制対象が拡大したところでございます。このような幅広い分野における下請取引の適正化のためには、業所管官庁の協力体制の整備が不可欠であるというふうに考えまして、平成十五年七月以降、総務省を含む関係省庁連絡会議を設置して、これまで七回にわたり会議を開催して連携を図っているところでございます。

また、先生御指摘になりましたように、成長力底上げ戦略の一環として、現在まで七業種のガイドラインがつくられて、さらに現在作成途上のものであるというふうに承知しております。その中には、既にできたものにつきましては素形材のガイドラインがございまして、今後作成予定のものとして貨物運送があると承知しております。今後とも、関係省庁との連絡を深めてまいりたいというふうに考えております。

○増田国務大臣 番組制作の実態をよく把握して、それから公正取引委員会ともよく連携をして、今後適切に対応していきたい、このように考えております。

○塩川委員 公正取引委員会が問題とした、特別調査をしている三つの業種のうち二つについては適正な取引のためのガイドラインをつくって

る、あるいはつくろうとしているわけですから、総務省においても放送業についてきちんとガイドラインをつくるということを求めて、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

まず、総務大臣に伺いますが、いわゆるNHK改革に関連をしまして、五カ年計画をめぐりましてNHK内部でいろいろな意見が出されて、その検討がスムーズに進んでいないという実態があります。

この点の中で、一つ大臣に聞いておきたいんですが、古森委員長は、総務省に問い合せた結果、経営委員会の重要な経営方針に関する発議権を持つことを確認した、言うならば総務省のお墨つきだと。それを根拠に、いわゆる五カ年計画をめぐりまして内部でいろいろな混乱が起こっている。この点については、私は、総務省はもとと積極的に整理する役割を果たさないと、法律の趣旨を逸脱する動きもあるやに承知をしておりますので、まずその点について、大臣はどういう認識とそしてどうしようと考えておられるか、まず聞いておきたい。

○増田国務大臣 今の点について私の方からお答え申し上げますが、まず、経営委員会から総務省の方に問い合せがあった、これは事実でございます。そして、経営委員会の場で発議できるかどうかという点について、放送法の解釈について問い合わせがございました。これは、本年の七月二十七日に、経営委員長の方から我が方の局長に問い合わせがございました。

そして、総務省として、放送法が経営委員会が決定を行う際の手続について特段の定めを置いていないものですから、経営委員会や経営委員がみずからあの場で発議をすることは放送法上排除されていらないと考えられる、こういった内容の回答を担当部局の方でいたしました。

それから次に、先生の方から、経営委員会の方で次期経営計画案、執行部提案のものでござい

ますが、これを承認を見送ったことについてお話がございました。これもそのとおりでございまして、九月末の経営委員会の中で承認を見送った、これは私も承認をしているところでございます。

経営委員会のこのような判断でございすけれども、これは経営委員会としての権限と責任において行ったものでございまして、私どもは、その前の私どもの間でやりとりがございました発議権云々ということとは直接リンクしていないものの、経営委員会が経営委員会の責任で計画を認めるかどうか、重要事項の決定は経営委員会の判断事項でございしますので、そちらを発動して行ったもので、両者の間に特段関係はないもの、こういうふうに考えております。

今後、こうしたことを含めて、NHKの問題をどうするかということについてお尋ねがございました。これは、やはりNHKの中で、経営委員会とそれから会長以下の執行部、こういう両方の組織が法律上規定をされておまして、お互いで、全体としてNHKの経営を、そしてNHK自体をよくする方向でそれぞれ責任を果たしていくべき組織でございまして。この経営委員会とそれから会長以下のNHK執行部の方で、意思疎通をよくしてお考えをいただいて、NHKの運営、経営方針、これをしっかりとしたものにしたい、このように考えております。

○重野委員 今度の放送法の改正の中で、経営委員会があり、そして会長率いる理事会があつて、私の常識からすれば、この理事会がNHK、日本放送協会の経営について立案、実行する、そういう役割ではないのかなと。ですから、まず経営委員会があり、その下に会長率いる理事会があつて、そしてNHKの各セクションがある。

ところが、今そういう放送法の審議している中で、NHKの中に、例えば経営改革ステアリングチームというのが設置をされた。それを解説している記事を見ますと、経営委員会と執行部、会長、理事会の間に点線があつて、そこに経営改革ステアリングチームというのが位置づけられている。

これは、今放送法の改正について議論をしている、そこに提案されている機構図というのは、そんなものではないです。そのさなかに、そういうステアリングチームなるものが位置づけられて、新聞の記事によりまず、経営委員会が経営改革ステアリングチームを軸として主導権を握る、こういうふうに書いてある。こんなことが堂々と、法案を審議している、その組織図、機構にかかわる新たな問題がそういうふうな提案をされて、内部で議論されているというふうなことは、私は許されな

いと思うんです。その点について、大臣、どのように考えていますか。

○増田国務大臣 経営委員会の権限、経営委員会の責務、それから構成ということについて、先ほども申し上げましたのですが、経営委員会というのは合議体でございます。そしてまた、この経営委員会の権限を他に委任するということはできないものでございます。一方また、経営委員会がさまざまな皆様方の御意見を聞いた上で、経営委員会として御判断をされるということは、当然あり得ることだというふうに思いますので、経営委員会として、さまざまな御意見なども必要であれば勘案されて、その上で、一人一人の経営委員の責任、合議体としての経営委員会として御判断をされて、そして今後のさまざまな改革を進めていっていただきたい、このように考えています。

○重野委員 冒頭に、経営委員会が発議権を持つということは確認いたしましたね。本来ですと、理事会、会長以下の理事会が具体的に検討して、NHKを一年間どうするという方向を出して、それについて発議権を持つ経営委員会が審議するというのが一つの正常な姿だと思っております。

今私が言っているのは、その中に、経営改革ステアリングチームというのを一個置いて、そこに議論をさせる、会長はこう言っているんですね。こんな、屋上屋を重ねるような、組織が混乱するようなそういうことが堂々と行われている。今、NHKの放送法の議論をしている委員会です。

そのときに、この議案に載っていないような機構図が議論されている。そんなことはないんですか。大臣、どうですか。

○増田国務大臣 経営委員会とNHKの執行部の間で、常日ごろからそれぞれいろいろな意見をお互いに意思疎通していい方向に議論を展開していただきたい、経営委員会も経営委員会として十分な役割を果たしていただきたいというふうな思っております。それこそ、その間に、その間というのは経営委員会とそれから会長以下の執行部の間で、本当に真摯に国民のために議論を展開していただきたいというふうに思います。

それから、繰り返しになりますが、経営委員会として執行部に対していろいろな意見を申し上げたり権限を行使していくということは、これも全部法律に決められております。権限と責任も全部決められておりますし、その枠内の中で行動していく話になりますので、経営委員会としてもさまざまな意見を聞いていけるだろうと思っておりますけれども、現実に行えることは、法律にのっとった上で、法律の系統にのっとった形で意見を出されていく、決めていくんだ、こういうふうに判断しています。

○重野委員 私の聞いていることに答えていないと思うんです。

このステアリングチームというものが中に設置をされたということ、そして、そのことについて大臣は承知しているんですか。答えてください。

○増田国務大臣 新聞報道で、そういうものが設けられて、今後議論していくんだというような報道を目にしたことがございますけれども、これはまさに、経営委員会の方で自主的に御判断をされ、あるいはNHKの執行部の方といろいろお話をされて、今後の運営をNHKの中で自主的に御判断をされているんだらうと思います。私は、そうしたことについて、これは公共性の高いNHKの問題でございますので、まず、NHKとしてさまざまな意見を交換されて、自主的に今後の取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。

す。

○重野委員 今、経営委員会とNHKの執行部の関係というのは、私がすべて知っているわけじゃないかもしれませんが、決して正常な姿ではないと思うんです。

今私が指摘をしたステアリングチームというのは、それに火に油を注ぐようなものだ、そうなりますよ。どうですか。ステアリングチームというのは新聞で見ましたなんというのは、ちよつと不謹慎な答弁ですよ。そんな答弁ありますか。これは重要な問題ですよ。新聞で読んだという程度の認識ですか。今放送法の議論をしているんですよ、ここは。NHKをどうするかという議論をしているんですよ。どうなんですか。

○増田国務大臣 やはり、NHKとして、それぞれの機能、経営委員会それから執行部、十分機能を果たしていただきたい。それをNHKとして自主的にさまざまな検討を加える、これはやはり必要なことだろうというふうに思います。

それをどういう形でやられるのか。法律できちんとして、経営委員会が行えること、そして執行部が行えることというのは全部決められているわけでありまして、これから行われてくる、あるいは結論が出ることに對してきちんと我々は法律にのっとって判断をしていくわけでありまして、経営委員会が仮に別の人間に何か権限を委任していれば、それは放送法にも反するものですから、そのようなことを我々もきちんと見ていきたい、きちんと放送法にのっとっているかどうかを見ていきたい。

それから、問題の発端のところ、経営計画、五年間の今後の経営改善計画について承認をしなかつたということで、経営委員会としてどういう判断をされるかということは、法律で、当然承認をする場合と承認をしない場合とあり得ることでありまして、これは経営委員会の方としての御判断をされたもの、こういうことでございます。

○重野委員 私がこだわるのは、今、放送法の一部改正を審議している。従前、監事制度で三人の

監事がおられました。それを廃止して、今度は監査委員会を置きます。経営委員三人以上の監査委員会を置くと。これはびしゃつと法律で、こういうふうにしていきますね。

今私が言っているのは、NHKの経営委員会の会長が言っている経営改革ステアリングチームというのを置くというのは、ここにはありません、この組織図の中には出ません、そんなことができませんですかと私は言っている。これは議論するけれどもこれは議論しないなんというのはあるんですか。どう考えてもこれは整合性ないじゃないですか。

○増田国務大臣 経営委員会として任意にいろいろな意見を聞くことができるわけでありまして、置かれている規定、条文で置かれていた以外のもので、当然任意で経営委員会として御意見をお伺いするというところで置いているもの、こういうふうな勘案しております。

○重野委員 大臣、これは重要な問題ですよ。NHKの経営委員会があつて、会長率いる執行部があつてという一つの流れの中で、その間に、経営委員会が意見を聞くチームらしいんですよ、そんな別のもので介入をするということは、私は許されなと思う。そんなことをNHKの経営委員長は勝手に、恣意でできるんですか。総務大臣は一切関知しない、そういう関係の中でそんなことがどんだんどんひとり歩きしていくというようなことが許されるんですか。それを聞いているんだ、私は。

○増田国務大臣 経営委員会の中で、当然、経営委員長だけが独断で何か組織を置くということは現実には考えられないので、それぞれの委員の皆様方がいろいろ議論されて、その議論の進め方を決めておられるんだらうというふうに思います。

それから、今おっしゃったような組織が法律に特に書いてあるわけではございませんので、それは法律で何か権限のあるものとして置かれているものではない、こういうことだと思います。

○重野委員 これは、今後ともずっと、もつと

第一類第二号 総務委員会議録第六号 平成十九年十一月二十九日

一九

もつと詰めていかなければと思っておりますので。

私は、大臣、新聞で見ましたなんという答弁をするような、そういう、委員会の審議を冒瀆していると私は思うんですね。これはもう一度やはりしっかりと勉強してください。勉強しておるけれども言わぬのか、いや、本当に新聞で見た程度の認識なのかということは、今後また私は確認していきたいと思うんですが、その点は、この際、明確にしておきたいと思えます。

次に、デジタル放送の問題ですが、はつきり言っていて、最大で七十万世帯が電波が届かなくなる、こういうことになるわけですね。そういう世帯はデジタル放送を見ることができない、視聴者の側にはそういう問題がある。放送を発信する側は、放送局にもいろいろな形がありますよ。地方のローカル局というのは財政基盤も非常に弱い。そうすると、デジタル放送移行にかかる投資額というのは大変やはり大きいものがある。そういうことで、民放の側からその辺の財政支援の要請も出されております。

そういう状況にあるわけで、デジタル放送移行にかかわるそういう負の部分はどう解消していくのか。ほっておけば格差がでます。だから、それを解消するというのはやはり国の役割。そういう視点に立つて、その問題について大臣はどのようにやろうとしているのか、お聞かせください。

○増田国務大臣 デジタル波への切りかえ、アナログを停波してデジタル波に切りかえていく、これは、これから大変重要な問題として、私どもも総力を挙げて成功させたいというふうに思っております。

今先生の方からお話ございましたとおり、このデジタル波につきましては、やはり、電波の特性から、見えないところはどうしても今のままで残るんですが、それを極力つぶすということ、今、九九%の世帯をカバーするところまで見通しを得ているんですが、残りの1%をいかに少なく

するか、これが大変大事なことでありますので、先般、市町村別のロードマップなども公表して、現在の状況を市町村別にお示しして、その上で解決策について地元の公共団体の皆様方とも相談をしながら検討を進めております。

中継局を整備する、それから辺地共聴を、改修を支援する、それから、地域によっては、ケーブルテレビが活用できればそういったものを活用するなり、それから、さらに別の技術的な解消の手段を使うなり、さまざまこれらもあり得ると思いますが、私も、私どもとして、あらゆる手段を講じて、放送デジタル波が一世帯でも多く届けられるように、今残っております数十万世帯を極力ゼロにするように全力を挙げて取り組んでいきたい、そのために予算等も投じていきたいと考えております。

○重野委員 世界各国でデジタル化の動きがあるわけですが、日本と諸外国を比べてみますと、外国の方が幅を持ってやっているような感じがします。

イギリスが〇七から一二、アメリカが〇六年予定を〇九年に延期、韓国が一〇年予定を一二年に延期、ドイツが〇三から一〇年、段階的、フランスが〇八から一一年、地域の普及に応じて、こういうふうにしています。

そしてもう一つ、それぞれの国において、例えばチューナー配付をするとか、それから、イギリスが高齢者らに受信機装置の割引や無料化、韓国がチューナーを配付する、ドイツがチューナーを配付する、フランスは基金を創設、こういうふうな、やはり日本と同じような状況があるんだろうと思うんですが、それに対する具体的な対応策を検討されている、そういう点についてどのような考えでおられるか。総務省とNHK。

○増田国務大臣 総務省の方からまずお答えを申し上げます。

今、お話しございました経済弱者への対策でございますけれども、これはやはりきめ細かく丁寧

にやっていく必要があるであろうということでございまして、私どもの方で、例えばチューナー、簡易で低廉なチューナーの実現に向けて、メーカーの方に協力要請をしたり、あるいは我々の方で仕様策定をしたりといったようなことも行っていますし、それからあと、デジタルテレビの低廉化も、さらにメーカーに一層の努力をお願いをしているところでございます。

そうはいっても、それによっても、なおまだデジタル放送が視聴できなくなる世帯というものがあると思います。アンテナ等の工事等も必要になりますので、さまざまな財政的支出も必要になりますので、そうしたことを、今先生からお話ございました諸外国等で行いました状況もよく参考にしなればいけないと思っておりますので、今、来年の夏までを目途に、さらにこうした世帯に対する支援策について研究会を設けて検討中でございますので、そこでの検討の結果を踏まえて、さらに具体的な対策を講じていきたいと思っております。

○橋本参考人 NHKからお答え申し上げます。放送事業者の立場から申し上げますと、まず、地上デジタル放送を今あるアナログ放送のエリアに対してほとんどカバーするという命題がございます。これに向けて、この限られた時期の中に計画、これはオールジャパンで考えております計画に準じて順調に推移している、これに向けて努力しているところであります。

また、先ほど大臣の方からも御答弁がございましたけれども、本当に、デジタルというものを普及させると同時にアナログ放送を廃止できる環境というものを十分つくりたいといけません。これが大変重要なことになってくると思っております。

これは、放送事業者の立場だけでなく、やはりオールジャパンの体制、メーカーさん、自治体、国、当然ながら民放さんも含めて、全体でこのアナログ放送を円滑に廃止できる環境をどのようにつくるかということに意を酌まないといけないと思

いますし、そこで一番大切なことだと思っておりますが、やはり非常にきめ細かいということ、大臣も申されておりますけれども、一戸一戸の家庭の受信の実態というものはそれぞれ異なった環境でございます。共同受信とか直接受信、あるいはその他のいろいろな形態で受信しておられる。これについては本当に、どういうふうな対策、デジタル化あるいはアナログをやめるというこの具体的な手段を考えるか、これに結びつく調査、実態調査、これがまず第一だと思っております。

これからだんだんきめ細かな対応が必要なステージに変わってきております。もう本当に期限が目前に迫ってきているわけでありまして、こういう最終段階に向けての実態的な調査、それに対する具体的な対策というものを、これを個別に積み上げなければいけない、これが一番大事なことでだと私は考えております。

以上でございます。

○重野委員 たくさん通告しておったんですが、もう時間が来てしまいました。

それで、このアナログのデジタル化については、いわゆる情報格差を生まないように念には念を入れて的確に対応してもらいたい、そのことを特に要請いたしまして終わります。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十二月四日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 次に、郵政事業に関する件につい

て調査を進めます。

この際、今井宏君外三名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派共同提案による国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。黄川田徹君。

○黄川田委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政事業の推進に関する件(案)

政府は、平成十八年度日本郵政公社決算等を踏まえ、国民の郵政事業に関する権利が保障されるように、次の事項に特段の配慮をすべきである。

一、日本郵政公社の平成十八年度決算においては、黒字を確保したが、日本郵政グループ各社においても、国民利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、安定的な経営を確保すること。

二、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活のインフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、金融排除が発生することなく、郵便局において郵便のほか、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じたり、地方間格差を拡大したりすることのないよう、万全を期すこと。その際、いわゆる「ひまわりサービス」等についても前向きに対応すること。各種料金について周知説明を尽くすとともに、各種料金について国民利用者の急激な負担増とな

らないよう一層の努力をすること。簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方で対応をすること。

三、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険については、当面の間は国の出資が残ることを踏まえ、公正な市場競争の支障にならないように配慮すること。

四、各会社の情報システムについて、国民生活に支障の生ずることのないよう、万全の体制を確立すること。

五、国民に対し、適切なサービスを提供できるよう、日本郵政グループ各社のコンプライアンスを徹底し、特別送達、内容証明郵便等、公的なサービスが適正かつ確実に実施されるよう、体制を構築すること。

六、職員が安心して働ける環境づくりについて、労使交渉の結果が確実に実施され、労使間の十分な意思疎通を図り、適切に対応すること。

七、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考にしつつ、長期の契約とするなど適切な対応をすること。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料については、今後適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

八、当面の間、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

九、特殊法人・独立行政法人、特別会計等を抜本的に改革し、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の資金運用が公的部門のムダづかいを実質的に助長している構造を変えるよう努めること。

十、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

①税制については、四分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の

減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

②郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。

十一、郵政グループ各社の株主は、国民であることをかんがみ、民営化の進捗状況について、適時適切に把握するとともに、求めに応じて国会に報告すること。

十二、民営化の進捗状況に応じて速やかに検討を加え、必要な民営化の見直しを行うこと。また、国民生活に必要な郵政事業に係るサービスの適切な提供に向け必要があれば経営形態の在り方を含め、総合的な見直しを行うこと。

右、決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よって、本動議のとおり国民の権利を保障し利便向上を図るための郵政

事業の推進に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増田総務大臣。

○増田国務大臣 ただいまの決議につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○渡辺委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十二月四日火曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

放送法等の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二章 日本放送協会

第一節 通則(第七条―第八条の四)

第二節 業務(第九条―第十二条)

第三節 経営委員会(第十三条―第二十条)

第四節 監査委員会(第二十三条の三―)

第五節 役員及び職員(第二十四条―第三十)

第六節 受信料等(第三十二条―第三十六)

第七節 財務及び会計(第三十六条―第三十八)

第八節 放送番組の編集に関する特例

第九節 雑則(第四十七条―第五十条)

目次中「第二章 日本放送協会(第七条―第五十条)」を

三条の二)

第二十三条の九)

三十一(条)

五条)

四十三(条)

(第四十四条―第四十六条)

「第三章の三 委託放送事業者(第五十二条の十三―第五十二条の二十八)に改める。
第三章の四 認定放送持株会社(第五十二条の二十九―第五十二条の三十七)」

第二条中第二号の二の三を第二号の二の五とし、第二号の二の二を第二号の二の四とし、第二号の二を第二号の二の三とし、第二号の次に次の二号を加える。

二の二 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二の二の二 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

第二条第二号の五中「その他の影像」の下に「(音声その他の音響を伴うものを含む)」を加え、同条第三号の六の次に次の二号を加える。

三の七 「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

第二条の二第二項中「第二項第五号及び第六号」を「第二項第二号、第七号及び第八号」に、「第五十三条第一項並びに第五十三条の十二第一項」を「並びに第五十三条第一項」に改める。

に、「第三章の三 委託放送事業者(第五十二条の十三―第五十二条の二十八)

第二章中第七条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第八条の次に次の三条及び節名を加える。

(事務所)

第八条の二 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、必要な地に従たる事務所を置く、ことが出来る。

(定款)

第八条の三 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することが出来る。

(登記)

第八条の四 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項に

ついて、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 業務

第九条第一項第四号を次のように改める。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

第九条第一項に次の一号を加える。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。次号において「既放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送及び有線テレビジョン放送法昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。)

第九条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同項第三号中「提供すること」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと(前各号に掲げるものを除く。)

第九条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

第九条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二項第六号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 協会は、第二項第三号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

第九条第六項の次に次の一項を加える。

7 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

第九条の二中「協会は」の下に「前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか」を加え、「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、「昭和四十七年法律第百十四号」を削り、同条を第九条の二の二とし、第九条の次に次の一条を加える。

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞

なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第九条の三第一項中「協会は」の下に「、第九条の二第二項の場合のほか」を加える。

第九条の四第二項中「申請に」を「申請について」、「認定に」を「認定について」に、「協会に」を「協会について」に、「第四十三条第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

第九条の六を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならない。

4 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第十一条 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会について第四十四条第一項及び第二項並びに第六条の規定を適用する場合においては、第四十四条第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」というと、「放送をした事項」とあるのは「委託して行わせた事項」と、

託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わせない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と読み替えるものとする。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二の規定を適用する場合においては、第三條の二及び第三條の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三條の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六條の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

（苦情処理）第十二条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（経営委員会の設置）」を付し、同条第二項を削り、同条の前に次の節名を付する。

第三節 経営委員会第十四条 経営委員会を、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の決定
イ 協会の経営に関する基本方針
ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項
ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要なものとして総務省令で定める体制の整備
ニ 収支予算、事業計画及び資金計画

ホ 第三十八条第一項の業務報告書及び第四十条第一項に規定する財務諸表
ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止
チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画
リ 定款の変更
ヌ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
ル 放送債券の発行及び借入金金の借入れ
ヲ 土地の信託
ワ 第九条第九項に規定する基準
カ 第九条の二第二項及び第九条の三第一項に規定する基準
ヨ 第十条第一項に規定する基準及び方法
タ 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条の三に規定する服務に関する準則
レ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。）
ソ その他他経営委員会が特に必要と認めた事項

二 役員の職務の執行の監督
2 経営委員会は、前項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取するものとする。

第十六条第一項中「各分野」の下に「及び全国各地方」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条同条第二項とし、同条第四項第五号中「職権若しくは」を「職権又は」に改め、同条第六号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「、第五十

二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（委員の権限）
第十六条の二 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、協会の業務を執行することができない。
第十八条中「第十六条第三項後段」を「第十六条第二項後段」に改める。
第十九条中「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。
第二十二條を次のように改める。

（委員の兼職禁止）
第二十二條 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
第二十二條の次に次の一条を加える。
（経営委員会の運営）
第二十二條の二 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。
第二十三條第三項中「及び監事」を削り、「第一項の会議」を「経営委員会」に改め、同条の次に次の一条及び一節を加える。

(議事録の公表)

第二十三条の二 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

第四節 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第二十三条の三 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の権限)

第二十三条の四 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第二十三条の五 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第二十三条の六 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委

員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員行為の差止め)

第二十三条の七 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をしておそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監査委員会の招集)

第二十三条の八 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第二十三条の九 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければならない。会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第二十四条の前に次の節名を付する。

第五節 役員及び職員

第二十四条中「の外」を「のほか」に、「理事」を「及び理事」に改め、「及び監事三人以内」を削る。

第二十六条第四項を次のように改める。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

第二十六条第五項から第九項までを削る。

第二十七条第四項を削り、同条第五項中「理事及び監事」を「及び理事」に、「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に、「同項第六号」を「同項第六号」に改め、「電気通信役

務利用放送事業者」の下に、「第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社」を加え、「それぞれ」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十八条第一項中「理事及び監事」を「理事」に改め、同条第二項中「理事及び監事」を「及び理事」に改める。

第二十八条の二中「から第四項」を「から第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第十六条第四項各号の一」を「第十六条第三項各号のいずれかに」に改める。

第二十九条第一項中「会長若しくは監事」を「会長、監査委員若しくは会計監査人」に、「たえない」を「堪えない」に改める。

第三十条第二項中「及び電気通信役務利用放送事業に投資」を「電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む)に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(給与等の支給の基準)

第三十条の二 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

第三十条の三 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三十二条の前に次の節名を付する。

第六節 受信料等

第三十三条の見出しを「(国際放送の実施の要請等)」に改め、同条第一項中「行うべきことを

命じ」を「行うことを要請し」に、「行うべきことを命ずる」を「行うことを要請する」に改め、同条第三項中「第九条第七項」を「第九条第八項」に、「協定に」を「協定について」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、総務大臣から前項の要請があつたときは、これに応じよう努めるものとする。

第三十五条第一項を次のように改める。

第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

第三十五条第二項中「前二条」を「第三十三条第一項の要請及び前条第一項」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十六条の前に次の節名を付する。

第七節 財務及び会計

第三十六条の次に次の一条を加える。

(企業会計原則)

第三十六条の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

第三十八条第一項中「監事」を「監査委員会」に、「二箇月」を「三箇月」に改め、同条第二項中「監事」を「監査委員会」に改める。

第三十九条第二項中「第九条第三項」を「第九条第二項第二号及び第三項」に改め、「ついで」の下に「総務省令で定めるところにより」を、「区分し」の下に「それぞれ」を加える。

第四十条の見出しを「(財務諸表の提出等)」に改め、同条第一項中「及び損益計算書並びにこれに関する説明書」を「損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。))」に、「これに監事」を「これらに監査委員会及び会計監査人」に、

「二箇月」を「三箇月」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(会計監査人の監査)

第四十条の二 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第四十条の三 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者

二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

第四十条の四 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があること

を発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

5 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第四十条の五 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第四十条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

第四十二条第八項中「会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）を加える。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十四条の前に次の節名を付する。

第八節 放送番組の編集に関する特例

第四十四条第四項中「協会は、国際放送」を「協会は、外国人向け国際放送」に、「受託協会国際放送」を「外国人向け受託協会国際放送」を「託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。」に、「提供する放送番組」を「提供する外国人向けの放送番組」に、「資する」とともに、海外同胞に適切な慰安を与えるように」を「資するように」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようになければならない。

第四十七条第二項中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第六号」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第九節 雑則

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

(放送等の休止及び廃止)

第四十八条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止について準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上（委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上）」と読み替えるものとする。

第四十九条 削除

第五十一条第三項中「一般放送事業者（」の下に「第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び」を加える。

第五十二条の四第一項中「その有料放送が多量放送以外の放送（人工衛星の無線局により行われる放送を除く。）であるときは」を削り、「総務大臣の認可を受けなければ」を「その実施前に、総務大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「料金その他の提供条件」を「提供条件（料金を除く。）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「の認可を受け若しくは第三項」を削り、「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。

第五十二条の六の次に次の四条を加える。

（有料放送管理業務の届出）

第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に

関し、契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをいう業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行おうとする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(承継)

第五十二条の六の三 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の廃止等の届出)

第五十二条の六の四 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞な

く、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 有料放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第五十二条の六の五 有料放送事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に関し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第五十二条の七に見出しとして（変更命令等）を付し、同条第一項中「第五十二条の四第一項の認可を受けた有料放送の役務の料金又は同条第四項」を「第五十二条の四第一項」に、「当該料金又は」を「当該」に改め、同条第二項中「第五十二条の四第三項」を「第五十二条の四第一項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 総務大臣は、有料放送事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送事業者に対し、国内受信者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十二条の八第一項中「金融商品取引法」を「金融商品取引所（金融商品取引法）に改め、金融商品取引所」の下に「をいう。第五十二条の三十二第一項において同じ。」を、「以下」の下に「この条において」を加える。

第五十二条の十八第二項中「委託放送事業者たる」を「委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡し、又は委託放送事業者たる」に、「合併又は」を「合併若しくは」に改め、「ときは」の下に「当該事業を譲り受けた者又は」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め

る。

第五十二条の二十八第一項中「同項及び同条第三項中「であるとき」とあるのは「委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項」を「同条第二項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、「有料放送の役務に係る放送」との下に「第五十二条の六の二第一項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」とを加える。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四 認定放送持株会社

（定義）

第五十二条の二十九 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五十二条の三十五において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（認定）

第五十二条の三十二 二以上の一般放送事業者（当該二以上の一般放送事業者に二以上の地上系一般放送事業者（人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。）が含まれる場合に限り。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である一般放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の百分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合とを合計した割合がその議決権の百分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）

を除く。）

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

ニ 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第五十二条の三十七第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項（第四号を除く。）若しくは第四項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第二十七条の十五第一項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第五項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) ニからチまでのいずれかに該当する者

者

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（届出）

第五十二条の三十一 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつたとき（当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する場合を除く。）

二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等（第五十二条の三十三第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又は

ロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 第五十二条の八第二項から第四項までの規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等が同項」とあるのは「第五十二条の三十二第二項に規定する外国人等が同法第三十条第一項」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十二第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、同法第三十二条第二項」と、「欠格事由」とあるのは「同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項及び同条第二項において準用する第五十二条の八第二項」と、「電波法第五十条第四項第三号イ」とあるのは「第五十二条の三十二第二項第五号ロ(1)」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条の三十二第二項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替へるものとする。

（電波法の特例）

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七條第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」と、「放送」とあるのは「（認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送」とする。

（子会社の責務）

第五十二条の三十四 特定地上系一般放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。）は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

（議決権の保有制限）

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有し、又は有するものとみなされる株式（その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に記載され、又は記録されているものが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないよう総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第二條の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上二分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

（承継）

第五十二条の三十六 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社

が合併若しくは会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

2 第五十二条の三十二第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（認定の取消し）

第五十二条の三十七 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 第五十二条の三十二第二項第五号イからリまで（ホを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。

2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する株式会社となつたとき。

二 二以上の一般放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。

三 不正な手段により認定を受けたとき。

四 第五十二条の三十二第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

第五十三条の八中「放送事業者」の下に「有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第五十三条の八の二 総務大臣は、放送事業者（受託放送事業者を除く。）が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある

るものを行い、又は委託して行わせたと認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発の防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

第五十三条の九の三中「第四項及び第七項を「第二項及び第五項」に改める。
第五十三条の十第一項第二号中「第九條第七項（第三十三條第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可、同条第八項）を「第八條の三第二項（定款変更の認可、第九條第八項（第三十三條第四項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可、第九條第九項（提供基準の認可、同条第十項）に、「第九條の二」を「第九條の二の二」に改め、「第十一條第二項（定款変更の認可）を削り、「実施の命令」を「実施の要請」に、「第四十三條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可、第四十七條（放送設備の譲渡等の認可）を「第四十七條第一項（放送設備の譲渡等の認可、第四十八條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）に、「第五十二條の四第一項（有料放送の役務の料金の認可、同条第四項）を「第五十二條の四第二項」に改め、「及び変更命令」の下に「並びに有料放送事業者の業務の方法の改善の命令」を加え、「又は第五十三條第一項（センターの指定）を「第五十二條の三第一項（認定放送持株会社に関する認定、第五十三條第一項（センターの指定）又は第五十三條の八の二第二項（再発防止計画）に改め、同項第三号中「に対して」の下に「、又は第五十三條の八の二第二項の規定により同条第一項の計画に対して」を加え、同項第四号中「第五十二條の四第六項」を「第五十二條の四第四項」

に改め、同項第五号中「認定の取消し」の下に「第五十二條の三十七第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）を加え、同項第六号中「基準」の下に「第五十二條の三十三の規定により読み替えて適用する電波法第七條第二項第四号（電波法の特例の基準）又は第五十二條の三十五第二項（保有基準割合）を加える。
第五十五條中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改め、同条第二号中「第九條第七項（第三十三條第三項）を「第八條の三第二項、第九條第八項（第三十三條第四項）に、「同条第八項、第九條の二、第十一條第二項」を「第九條第九項若しくは第十項、第九條の二の二」に、「第四十三條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（第四十七條第一項）を「第四十七條第一項、第四十八條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三号中「第三十條第一項」を「第二十二條、第三十條第一項」に改める。
第五十六條の二中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「による認可を受け若しくは同条第三項の規定」を削り、「同条第四項」を「同条第二項」に、「同条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十二條の六の二第二項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者
第五十六條の三中「第五十二條の四第九項」を「第五十二條の四第七項」に改める。
第五十八條を次のように改める。
第五十八條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をすることを怠つたとき。
二 第九條の五、第四十八條第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第

五十條の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしないとき。
三 第二十三條の二、第三十條の二又は第三十條の三の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 第二十三條の五第一項又は第四十條の四第二項の規定による調査を妨げたとき。
五 第三十八條第三項又は第四十條第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

2 協会の子会社の役員が第二十三條の五第二項又は第四十條の四第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処す

目次中「第二節 無線局の登録（第二十七條の十八―第二十七條の三十四）」を「第二節 無線局の登録（第二十七條の十八―第二十七條の三十四）開設に関するあつせん等（第二十七條の三十五―第二十七條の三十六）」に、「第三節 航空局等の運用（第七十條の二―第七十條の六）」を「第三節 無線局の運用の特例（第七十條の七―第七十條の八）」に改める。

第五條第二項第一号中「実験無線局」を「実験等無線局」に、「又は」を「若しくは」に改め、「ための実験」の下に「電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査」を加え、同項第三号及び第四号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。
第六條第一項第四号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同項に次の一号を加える。

九 他の無線局の第十四條第二項第二号の免許人又は第二十七條の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

る。
第五十八條の二中「一」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第五十二條の十八第一項又は」を「第五十二條の六の二第二項、第五十二條の六の三第二項、第五十二條の六の四第一項若しくは第二項、第五十二條の十八第一項」に改め、「第五十二條の二十」の下に「又は第五十二條の三十一」を加える。
附則第十八項の前の見出し及び同項から附則第二十項までを削る。
別表を削る。

（電波法の一部改正）
第二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

「第二節 無線局の登録（第二十七條の十八―第二十七條の三十四）」を「第二節 無線局の登録（第二十七條の十八―第二十七條の三十六）」に、「第三節 航空局等の運用（第七十條の二―第七十條の六）」を「第三節 無線局の運用の特例（第七十條の七―第七十條の八）」に改める。

第六條第二項中「次条第二項第二号及び第四号」を「次条第二項第二号及び第五号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

第七條第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準（放送をすることができるときは、より、放送による表現の自由がでるだけ

多くの者によつて享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。に合致すること。

第二十六条の二第五項中「免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）を「免許人等」に改める。

第二十七条の三第一項に次の一号を加える。

八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

第二十七条の十八第三項中「事項」の下に「（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七條の二十九第三項において同じ。）」を加える。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七條の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第四十四條第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせん

んを申請することができる。

2 電気通信事業法第五十四條第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五條第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七條の三十五第三項」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法第五十五條第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。（政令への委任）

第二十七條の三十六 前条に規定するものは、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

第五十八條の見出し中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同条中「実験無線局及びアマチュア無線局」を「実験等無線局及びアマチュア無線局」に改める。

第五章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 無線局の運用の特例

（非常時運用人による無線局の運用）

第七十條の七 無線局（その運用が、専ら第三十九條第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が

効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四條の二第二項、第七十六條第一項及び第二項、第七十六條の二の二並びに第八十一條の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十條の八 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録人が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七條の二十二第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九條第四項及び第七項、第五十一條、第七十四條の二第二項、第七十六條第一項及び第二項、第七十六條の二の二並びに第八十一條の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十條第一号中「とき」の下に「（第七十條の七第一項又は第七十條の八第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。）」を加える。

第九十九條の三第三項第三号中「電気通信役務利用放送事業者」の下に「放送法第五十二條の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五條において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、放送法第五十二條の三十一に規定する認定放送持株会社」を加える。

第九十九條の十一第一項第一号中「及び第二項第四号（無線局の開設の根本的基準）」を「放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準（同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）、同項第五号（放送をする無線局の開設の根本的基準）」に改め、「無線局の開設の届出」の下に「第二十七條の三十五第一項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）」を加え、同項第四号中「第九條第四項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項第四号」を「前項第一号、第二号及び第四号」に改める。

第一百十條第一号中「、又は運用し」を削り、同条第九號を同条第十號とし、同条第八號を同条第九號とし、同条第七號を同条第八號とし、同条第六號中「第七十二條第一項」の下に「（第一百十條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「以上の各規定を」を「第七十條の七第四項、第七十條の八第三項及び」に改め、同条を同条第七號とし、同条第五號を同条第六號とし、同条第二號から第四號までを「一」号ずつ繰り下げ、同条第一號の次に次の一号を加える。

二 第四條の規定による免許又は第二十七條の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十條の七第一項の規定又は第七十條の八第一項の規定によらないで、

無線局を運用した者

第百十二条第四号中「第百条第五項」を「第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第百条第五項」に改める。

第百十三条第十六号中「第三十九条第四項」の下に「(第七十条の八第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百十四条中「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第百十六条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 第七十条の七第二項(第七十条の八第二項において準用する場合を含む。の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第六の六の項中「及び七の項」を「七の項及び八の項」に改め、同表の七の項中「三の項」の下に「及び八の項」を加え、同表の八の項中「実験無線局」を「実験等無線局」に改める。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第三条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び第五十二条(候補者放送)」を「、第五十二条(候補者放送)及び第五十三条の八の二(再発防止計画)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは、「行つた」と読み替えるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(審議会等への諮問)
第八条の二 総務大臣は、第四条第二項において準用する放送法第五十三条の八の二第一項

の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第四条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「並びに第五十二条」を「、第五十二条並びに第五十三条の八の二」に改め、「業務区域」との下に「、同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」と」を加える。

第二十六条の二ただし書中「ただし」の下に「、次の各号(第四号を除く。に)掲げる事項のうち」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十七条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするとき。

(電気通信事業法の一部改正)
第五条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると

き。

第百四十四条第二項中「この法律」の下に「及び電波法」を加える。

第百四十七条第一項中「電気通信事業」の下に「又は電波の利用」を加える。

(電気通信役務利用放送法の一部改正)
第六条 電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び第五十二条の二十七」を「、第五十二条の六の二から第五十二条の六の五まで、第五十二条の七第三項、第五十二条の二十七、第五十三条の八及び第五十三条の八の二」に改め、「一般放送事業者」の下に「第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び」を、「電気通信役務利用放送事業者の」との下に「、同法第五十二条の六の二第二項中「有料放送の」とあるのは「有料の電気通信役務利用放送の」と、

「有料放送事業者」とあるのは「有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条の七第三項中「国内受信者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料の電気通信役務利用放送の役務の提供を受ける契約を締結する者」とを、「業務区域」との下に「、同法第五十三条の八中「放送事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」とあるのは「有料放送管理事業者」と、同法第五十三条の八の二第一項中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」と、「当該放送事業者」とあるのは「当該電気通信役務利用放送事業者」と」を加える。

第十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条において準用する放送法第五十二条の七第三項の規定による命令

第十八条第一項に次の一号を加える。

五 第十五条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定による計画の策定及び提出の求め又は同条第二項の規定による意見の付与

第十八条第二項中「前項第一号及び第三号」を「前項各号(第二号及び第五号を除く。)」に改める。

第十九条第二項中「前条第一項第三号」の下に「から第五号まで」を加える。

第二十六条第一項に次の二号を加える。

三 第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第二項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

四 第十五条において準用する放送法第五十二条の七第三項の規定による命令に違反した者

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第四項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項又は第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第二項、第五十二条の六の三第二項、第五十二条の六の四第二項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条において準用する放送法第五十三条の八の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第二項の改正規定、第五条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第百四十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十一号までの規定 公布の日

二 第二条中電波法の目次の改正規定(第二節 無線局の登録(第二十七条の十八)第二

十七条の三十四)を「第二節 無線局の登録第二十七条の十八・第二十七条の三十四)を第三節 無線局の開設に関するあつせん等(第二十七条の三十五・第二十七条の三十六)」に改める部分に限る。、同法第六条第一項に一号を加える改正規定、同条第二項に

一号を加える改正規定、同法第二十六条の二第五項の改正規定、同法第二十七条の三第一項に一号を加える改正規定、同法第二十七条の十八第三項の改正規定、同法第二章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第九十九条の十一第一項第一号中「(無線局の開設の届出)」の下に「第二十七条の三十五第一項(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)」を加える改正規定及び第五条中電気通信事業法第四十四条第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第八条の三第二項及び第九条第九項の認可、新放送法第五十三条の十及び第二条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)(第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに必要の手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律(前条第二号に掲げる規定)については、当該規定)の施行前においても行うことができる。

(日本放送協会の業務の委託に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に日本放送協会(以下「協会」という。)が第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧放送法」という。)(第九条第一項第四号の委託協会国際放送業務を行つてゐる場合であつて、当該業務の一部が新放送法第九条第七項に規定するテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務であ

る場合には、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新放送法第九条の二第二項の規定は、適用しない。

(企業会計原則等に関する経過措置)

第四条 新放送法第三十六条の二、第三十八条、第三十九条第二項、第四十条及び第四十条の二の規定は、施行日以後に開始する協会の事業年度から適用し、施行日前に開始した協会の事業年度については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において協会の監事である者の任期は、施行日前に開始した事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書(次項において「貸借対照表等」という。)(の総務大臣への提出の日までとする。

3 第一項の規定により監事が協会の施行日前に開始した事業年度の業務報告書及び貸借対照表等に添える意見書を作成する場合においては、旧放送法第二十三条第三項、第二十四条、第二十六條第四項から第九項まで、第二十七条第四項及び第五項、第二十八条の二、第二十九条第一項並びに第五十四条の規定は、なお効力を有する。

(有料放送の料金に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧放送法第五十二条の四第一項(旧放送法附則第十八項(旧放送法附則第十九項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)(の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。))の認可を受け、若しくは同条第三項の規定により届け出ている料金又は同条第七項の規定により届け出ている契約約款に定める料金は、新放送法第五十二条の

四第一項の規定により届け出た料金とみなす。 2 この法律の施行の際現にされてゐる旧放送法第五十二条の四第一項の規定による認可の申請は、新放送法第五十二条の四第一項の規定による届出とみなす。

(有料放送管理業務の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に有料放送管理業務を営んでいる者は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新放送法第五十二条の六の二第二項(第六条の規定による改正後の電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)(の規定による届出をしない

で、引き続き当該業務を営むことができる。 (人工衛星の無線局により行われる放送についての特例に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧放送法附則第二十項の規定により受けたものとみなされてゐる認定は、なお効力を有する。

(無線局の免許等の申請に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の電波法第六條第一項の免許の申請、同条第二項の免許の申請、同法第二十七条の三第一項の免許の申請、同法第二十七条の十八第二項の登録の申請又は同法第二十七条の二十九第二項の登録の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条各号に掲げる規定)については、当該各規定)の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(は政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新放送法第九条第一項第五号に規定する委託協会国際放送業務、新放送法第五十二条の四第一項に規定する有料放送、新放送法第五十二条の六の二第二項に規定する有料放送管理業務、新放送法第五十二条の十八第二項に規定する委託放送事業者の地位の承継及び新放送法第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社に係る制度並びに新放送法第五十三条の八の二第二項に規定する計画の策定及びその提出を求める制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法第七十条の七、第七十条の八及び第八十条の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第五十四号(中「実験無線局」を「実験等無線局」に改め、同表第五十五号を次のように改める。

五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定

- (一) 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三
第一項（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除く。）
(二) 放送法第五十二条の三十第一項（認定）の認定放送持株会社
の認定

認定件数	一件につき九万
認定件数	円 一件につき十五
	万円

（放送大学学園法の一部改正）

第十四条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十六条第四項第二号」を「第十六条第三項第二号」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十四条中放送法第五十二条の二十八第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十二条の二十九の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第五十二条の三十二第二項中「外国人等が同項」及び「外国人等が同法第三十条第一項」を「外国人等」に、「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第一項」に改める。

第五十二条の三十五第一項中「株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十条第一項の実質株主名簿」及び「株主名簿又は同項の実質株主名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」を「有する」に改める。

する」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「。これに基づく命令を含む。」を「。及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）並びにこれらに基づく命令」に改める。

第二十条中「昭和二十五年法律第百三十一号」を削る。

理由

通信・放送分野の改革を推進するため、日本放送協会について、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、二以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度を創設するとともに、無線局の開設に関するあつせん・仲裁手続の創設等、電波の有効利用を促進するための制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。